

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	342 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	319 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	96 件
国民年金関係	51 件
厚生年金関係	45 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚後の昭和52年3月に国民年金に任意加入した後、定期的に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入した昭和 52 年 3 月以降 60 歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 52 年 3 月から 53 年 12 月までの期間について、付加保険料を含む保険料を納付していることから、申立期間についても付加保険料を含む保険料の納付書が発行されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年3月まで

私は、昭和50年8月に離婚した後、市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、離婚の翌月の昭和50年9月に払い出され、申立期間を含む49年6月から50年7月までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者の配偶者として、本来は任意加入被保険者となるべき期間であったが、49年6月30日に強制加入被保険者として資格取得しており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、還付整理簿から、50年12月分の保険料は、同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、51年5月14日に還付決定され、同年6月26日に還付金が支払われていることが確認できるが、還付金が発生した場合、還付を受けるべき者に納付すべき未納保険料があるときは、還付に代えて還付金をその保険料に充当することとされており、申立期間の保険料の一部に充当すべきであったにもかかわらず、充当処理が行われていないことからみれば、申立期間の保険料は納付済みであったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月ごろ、夫の勧めもあり、社宅の友人たちと一緒に国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を 61 年 3 月まで納付していた。申立期間①の付加保険料を含む保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、申立期間①前後を含めて昭和 55 年 4 月から第 3 号被保険者となる 61 年 4 月の前月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて全て納付している。

また、申立人が申立期間①当時に居住していた市の国民年金口座振替対象者一覧表には、申立人の保険料の振替開始月は昭和 55 年 10 月、振替終了月は 57 年 6 月で、異動年月日が同年 7 月 29 日と記載されており、当該市は「異動年月日は転出の届出をした日を表し、市の口座振替日は納付期限の月の 26 日であるので、申立期間①の保険料は口座振替の対象であったと考えられる。」と説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の納付方法に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、このため当該期間は、制度上、付加保険料を納付することができなかったものと考えられるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年12月まで

私は、昭和55年12月ごろ、区役所からの加入勧奨を受けて国民年金の加入手続きを行い、未納期間の国民年金保険料を20歳まで遡って、現年度分の保険料と一緒に分割して郵便局や金融機関で納付していた。過去の保険料を納付した金額として9,900円という数字が特に記憶に残っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和54年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された55年12月時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人が特に記憶に残っているとする納付金額9,900円は、当該期間の保険料を当時の納付単位である3か月分ずつ分割して過年度納付した場合の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和53年4月から54年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を分割納付した回数及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から45年6月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、昭和43年2月に会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和45年4月から同年6月までの期間及び申立期間②については、申立人は43年2月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人が当時居住していた区では、45年4月から納付書制度が実施されていることから、昭和45年度の納付書は交付されていたものと推察され、特殊台帳によると、45年7月から同年9月までの納付済期間については、現年度納付されていることが確認できること、当該納付時点で、45年4月から同年6月までの期間及び申立期間②は、保険料を現年度納付することが可能な期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和44年2月から45年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した時期及び納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人が、当時居住していた区では、45年3月まで保険料の納付は印紙検認方式であったものの、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで  
② 昭和45年4月から同年9月まで

申立期間①については、当時、私が3年ほど住み込みで勤めていた店の事業主が、私の国民年金の加入手続を行い、勤めていた間の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の年金記録は、当初、納付済みと記録されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間については、申立人は、当時勤めていた店の事業主が、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しており、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている元事業主及びその妻は、当該期間の保険料が全て納付済みとなっている。

また、昭和36年4月に払い出された申立人の手帳記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、「不在38」と記載されていることから、申立人は昭和38年度に不在者として取り扱われたものと考えられるものの、37年度までは保険料を納付することが可能であったものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和38年4月から39年3月までの期間及び申立期間②については、元事業主及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうち38年4月から39年3月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする元事業主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和38年度中は不在者として取り扱われていることから、納付書は交付されず、保険料を納付する

ことはできなかつたものと推察される。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、当初、昭和 45 年度のうち、当該期間は保険料が納付済みで、直後の昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの保険料が未納とされていたが、平成 22 年 12 月に、申立人が当時居住していた市の国民年金保険料収納一覧表及び国金年金被保険者名簿の記録により申立期間②が未納期間で、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間が納付済期間であることが確認できたため、記録訂正が行われて申立期間②が未納期間となったものであり、一緒に保険料を納付していたとする元妻も当該期間の保険料が未納であることから、当該記録訂正に不自然さは見られないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 55 年 9 月頃に、A 県の B 市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。その後、昭和 57 年 8 月の結婚を機に C 県 D 市に異動した。このため、申立期間の保険料は転居先の D 市の E 区役所で納付しようとしたが、同区役所で、B 市の納付書では納付できないと言われ、A 県の B 市内にある金融機関で納付したことをはっきり覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A 県 B 市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 55 年 10 月 21 日に払い出されていることが確認できることから、当該手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、「A 県 B 市では、3 か月ごとの納付書により自宅近くの金融機関において保険料を納付し、C 県 D 市では、2 か月ごとの納付書により徴収員に保険料を納付した。」と述べており、申立期間当時における A 県 B 市及び C 県 D 市の保険料の納付方法とそれぞれ符合する。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私の父は、私の申立期間の①及び②に係る国民年金保険料を郵便局で納付してくれていた。私の保険料と一緒に納付していた父と母の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 52 年 10 月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間の①及び②の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間の①及び②の保険料の納付を行ったとする申立人の父は、申立人の母と共に当該期間の保険料を納付済みである。

さらに、申立人の父は、「申立期間の①及び②当時の保険料は郵便局で納付していたと思う。」と述べており、この当時居住していた区における保険料の納付方法と符合する。

なお、申立期間の①及び②は合わせて 15 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間の①及び②を除き、昭和 61 年 5 月の婚姻前の国民年金加入期間の保険料をおおむね納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月

私は、昭和51年10月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年1月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間後の同年1月から同年3月までの保険料を現年度納付していることが申立人の国民年金被保険者名簿で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から同年10月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が平成6年3月に大学を卒業するまで、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年6月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の3年4月から同年6月までの保険料を5年3月31日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金加入後、私か元妻が国民年金保険料を納めてきた。申立期間の 3 か月だけ納付していないことはあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間のうち昭和 50 年 7 月から平成 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 7 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年9月まで  
私は、20歳になったときに、国民年金の加入手続きを行い、結婚するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当初、保険料を印紙検認で納付していたが、その後、送付される納付書で納付するようになったと説明しており、申立人が当時居住していた区における申立期間当時の保険料の納付方法と合致する。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の前の昭和40年7月及び同年8月の保険料は、平成22年7月に未納から納付済みに記録訂正されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況も見られることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月から同年 6 月まで  
② 平成 11 年 4 月から 12 年 8 月まで

私は、平成 7 年頃に国民年金に加入し、以降未納無く国民年金保険料を納付しており、保険料の免除申請をしたことはない。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録により、当該期間のうち平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間は 11 年 5 月 31 日に、12 年 4 月から同年 8 月までの期間は同年 5 月 29 日に免除申請が行われていることが確認でき、申立期間②直前の 10 年 11 月から 11 年 3 月までの保険料は、申立期間②後の 12 年 12 月 19 日に過年度納付されていることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年12月まで

私は、婚姻後、夫の国民年金保険料を納付するために区役所出張所へ行った際、国民年金に未加入であることを指摘され、今なら20歳まで遡って保険料を納付できると説明を受けた。夫に相談したところ、「是非、20歳まで遡って保険料を納付した方が良い。」と勧められたので、後日、金融機関で保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人に20歳まで遡って保険料を納付するように勧めたとする申立人の夫は、申立期間を含め20歳から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

また、申立人及びその夫は、申立期間の保険料を遡って納付した経緯について、申立人が、夫の保険料を納付するために区役所出張所に行った際に、出張所職員から、20歳まで遡って保険料を納付することができるとの説明を受け、夫と相談した上で、保険料をまとめて納付したと具体的に説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月は、第2回特例納付実施期間であり、当該払出時点で、申立人は申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から56年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻するとき、母から年金手帳を渡されて、「今までの保険料はちゃんと納付してあるから、後は自分で続けて納付しなさい。」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和55年1月から56年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人も含めて家族全員の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含め国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している上、当時、同居していた申立人の母親、兄及び弟も、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年4月時点で、申立期間のうち、55年1月から56年3月までの保険料を過年度納付することが可能である上、手帳記号番号が58年7月に払い出されており、父親が保険料を納付していたとする弟は、当該払出日より前の57年7月から58年3月までの保険料については過年度納付されたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和54年12月については、父親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号の払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 10310 (事案 5688 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から45年2月まで

私は、特例納付により夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が、夫は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

再申立てに当たり、申立期間の自身の領収証書は破棄していないが、それ以外の期間で夫婦同一日に納付した領収証書を提出するので、改めて審議をしていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人は、第2回特例納付により申立人の夫と同様に申立期間の国民年金保険料を納付したと説明しているが、自身の特例納付に関する記憶に曖昧な点がある上、申立人が特例納付したとする月数は、申立人の夫と1か月の相違があり、申立人の夫は、申立期間に相当する期間の保険料を10回に分けて納付したことが確認できるが、行政側において夫と一緒に納付したとする申立人に対して10回以上に及ぶ事務処理を続けて誤ることも考えにくいとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、特例納付により夫婦二人分の保険料を郵便局で納付していたと主張しており、今回、申立人から新たに提出された夫婦同一日で納付した領収証書及び申立人が郵便局で夫婦二人分の保険料を納付したとする状況から、申立期間以外の期間の保険料の納付日は今回提出された領収証書から夫婦同一日であることが確認できること、申立人は、夫については第2回特例納付時に12枚の納付書を作成してもらい、うち2枚の納付書は時効のため納付することができなかったが、申立人については作成してもらった納付書は10枚であり、納付できなかった納付書は無かったと説明していること、1か月の保険料が900円と記載された納付書により申立期間の保険料を納付したと説明しており、第2回特例納付の保険料額と一致していること、平成20年8月の記録訂正前

は、申立人の未納期間は45か月間であったことがオンライン記録により確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで

私は、役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際、半年分の国民年金保険料を納付し、その後も転居するまで半年ごとに保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、昭和41年4月以降平成6年8月まで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和41年9月時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額と一致していること、夫は申立期間の自身の保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、特殊台帳では、申立期間直前の昭和41年4月から同年9月までの6か月間の保険料が未納で申立期間を含む41年10月から42年3月までの6か月が納付済みと記録されているが、オンライン記録及び年度別納付状況リストでは41年4月から同年10月までの7か月間は納付済みとされているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年9月まで  
私の妻は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は手続後しばらく納付していなかったが、督促があったので夫婦二人分の保険料を遡って納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年8月頃に払い出されており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、しばらく保険料を納付しなかったが、督促があったので遡って申立期間の保険料を分割して金融機関で納付したと説明しており、申立人及びその妻に過年度納付書が作成され、申立人の住所に送付されていることがオンライン記録で確認できること、申立人の妻が納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していること、妻は申立期間の自身の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年7月から40年3月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入して、申立期間①の国民年金保険料は1年分をまとめて区役所で納付し、申立期間②の保険料は私の妻が夫婦一緒に納付してきたはずである。国民年金に加入したにもかかわらず納付開始当初から保険料を納付しないこと、また、保険料を納付していた途中で1年以上の未納期間があることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和37年4月から60歳に到達するまで、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、60歳到達後も任意加入して平成7年2月まで保険料を納付している。また、申立人の妻は自宅に来た集金人に保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住している区では昭和37年5月から集金人による保険料の徴収が行われており、申立人の妻の記憶と一致している上、申立人は、当該期間当初に区内転居をしているが、当該区では、保険料の徴収に集金人が訪問したときに、区内転居の申出があった場合には転居先の担当集金人に引継ぎが行われていたとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間の夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人に当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の妻は、自身の当該期間に係る記録確認申立てにおいては、

自身が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと主張していたが、今回の申立人の当該期間に係る記録確認申立てにおいて、申立人が夫婦二人分の保険料を前納したことを思い出したとし、前納した理由は分からないとしているなど、申立人の妻の当該期間に係る保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。さらに、当時の被保険者台帳には、上記のとおり、当該期間直後の昭和 37 年 4 月から保険料の納付を開始している旨が記載されており、当該期間に係る現年度保険料の前納の記録は無く、申立人の妻は当該期間の夫婦二人分の保険料を申立人が遡って納付したとは主張していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月  
② 平成3年7月

私は、平成5年頃に妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも1か月と短期間であり、申立人は、平成3年2月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成4年12月に妻と4番違いで払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は、5年4月1日に申立期間①直前の3年2月分の保険料を初めて過年度納付したことがオンライン記録で確認でき、申立人は、3年2月分から60歳に到達するまでの保険料を納付し、その期間に厚生年金保険加入期間を加えても年金の受給資格期間を満たさず、60歳到達時以降も国民年金に任意加入等する必要があったことから、申立期間の過年度保険料を未納のままにしたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで  
② 昭和56年4月から同年6月まで

私は、昭和52年頃に国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人は、昭和52年9月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から16年12月まで

私は、平成5年以降に元夫との別居及び離婚により生活が大変なため国民年金保険料の免除申請をした。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成6年4月から7年3月までの期間については、申立人は、6年4月に離婚した際に市役所の国民年金担当に出向き、幼い子ども二人を抱えての生活が大変であり、国民年金保険料の納付が困難である旨の相談をしたところ、市役所の同担当から、申立人の生活状況等から保険料の免除に該当するとの説明を受け、その場で免除申請手続きを行ったと思うと説明しているなど、免除の申請手続きを行ったとする申立人の主張は具体的であり、その内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち平成5年4月から6年3月までの期間及び7年4月から16年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間に免除申請の手続きをした記憶が曖昧であるほか、当該期間当時申立人が居住していた市区では、免除申請は毎年度手続をする必要があったが、申立人は、免除申請手続は毎年度する必要があることを知らなかったと説明しているなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで  
私の母は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年10月から11月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間直前の元年8月から同年12月までの期間の保険料を2回に分け現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 180 件（別添一覧表参照）

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①及び②について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年8月31日及び同年12月9日に、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録並びにB社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書及び健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届の写しにより、事業主は、平成17年4月から18年2月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主が免除の申出を行った場合には、育児休業期間中の厚生年金保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、申

立期間①及び②に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っていないとしても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準賞与額は、上記貸金台帳において確認できる賞与額から、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

2 上記貸金台帳により、申立人は、平成18年2月28日にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③に係る標準賞与額については、上記貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録並びにB社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書及び健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届の写しにより、事業主は、平成17年8月から18年6月までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主が免除の申出を行った場合には、育児休業期間中の厚生年金保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所(当時)に対して、申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っていなくても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31	申立期間② (平成17年12月9	申立期間③ (平成18年2月28
15475	男		昭和48年生		2万3,000円	18万6,000円	11万円
15476	男		昭和48年生		2万3,000円	18万6,000円	11万9,000円
15477	男		昭和48年生		2万3,000円	18万1,000円	10万8,000円
15478	男		昭和48年生		3万5,000円	17万3,000円	11万3,000円
15479	男		昭和49年生		3万6,000円	17万8,000円	11万6,000円
15480	男		昭和47年生		2万3,000円	17万1,000円	10万2,000円
15481	男		昭和48年生		2万4,000円	21万4,000円	12万6,000円
15482	女		昭和48年生		2万3,000円	17万3,000円	11万3,000円
15483	男		昭和48年生		2万7,000円	21万3,000円	12万6,000円
15484	男		昭和46年生		2万3,000円	18万2,000円	11万7,000円
15485	男		昭和49年生		4万6,000円	16万8,000円	11万円
15486	女		昭和49年生		2万2,000円	16万6,000円	9万円
15487	女		昭和50年生		2万2,000円	16万3,000円	8万9,000円
15488	女		昭和48年生		7,000円	4万4,000円	2万7,000円
15489	女		昭和48年生		1万8,000円	15万円	8万3,000円
15490	男		昭和47年生		3万5,000円	17万1,000円	11万2,000円
15491	男		昭和51年生		3万3,000円	17万6,000円	10万4,000円
15492	男		昭和50年生		3万3,000円	17万6,000円	11万3,000円
15493	男		昭和50年生		2万2,000円	16万9,000円	11万円
15494	男		昭和49年生		3万3,000円	16万2,000円	9万7,000円
15495	女		昭和51年生		1万8,000円	13万2,000円	9万3,000円
15496	男		昭和51年生		3万3,000円	16万1,000円	10万5,000円
15497	男		昭和51年生		3万3,000円	17万4,000円	12万円
15498	男		昭和24年生			23万3,000円	12万7,000円
15499	女		昭和50年生		1万6,000円	11万9,000円	7万2,000円
15500	女		昭和46年生		6,000円	11万8,000円	7万1,000円
15501	女		昭和40年生		3万3,000円	12万円	7万2,000円
15502	女		昭和48年生		1万6,000円	15万5,000円	8万6,000円
15503	女		昭和48年生		1万6,000円	15万5,000円	8万6,000円
15504	男		昭和49年生		4万5,000円	17万4,000円	10万3,000円
15505	男		昭和49年生		2万2,000円	16万5,000円	9万9,000円
15506	男		昭和50年生		2万2,000円	17万9,000円	10万6,000円
15507	男		昭和51年生		2万1,000円	15万6,000円	9万3,000円
15508	男		昭和51年生		2万1,000円	15万6,000円	9万3,000円
15509	男		昭和52年生		1万円	15万6,000円	9万3,000円
15510	男		昭和50年生		2万1,000円	17万円	10万円
15511	男		昭和51年生		3万2,000円	15万7,000円	9万4,000円
15512	男		昭和51年生		3万2,000円	15万8,000円	9万4,000円
15513	男		昭和51年生		2万1,000円	15万6,000円	8万4,000円
15514	男		昭和51年生		1万円	16万3,000円	9万7,000円
15515	男		昭和52年生		2万1,000円	15万7,000円	9万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31)	申立期間② (平成17年12月9)	申立期間③ (平成18年2月28)
15516	女		昭和48年生		2万2,000円	16万6,000円	9万9,000円
15517	女		昭和51年生		2万1,000円	15万7,000円	9万3,000円
15518	女		昭和51年生		9,000円	5万4,000円	2万9,000円
15519	女		昭和52年生		1万6,000円	14万4,000円	7万9,000円
15520	女		昭和51年生		1万5,000円	11万2,000円	6万7,000円
15521	女		昭和48年生		1万6,000円	12万円	7万2,000円
15522	女		昭和49年生		1万6,000円	15万3,000円	9万3,000円
15523	女		昭和50年生		1万6,000円	11万9,000円	7万2,000円
15524	男		昭和51年生		3万2,000円	17万円	10万9,000円
15525	女		昭和44年生		1万6,000円	11万9,000円	7万1,000円
15526	女		昭和49年生		1万6,000円	14万4,000円	8万7,000円
15527	男		昭和50年生		2万2,000円	17万7,000円	11万4,000円
15528	男		昭和51年生		2万1,000円	16万8,000円	10万7,000円
15529	女		昭和51年生		1万6,000円	14万4,000円	7万9,000円
15530	男		昭和50年生		2万1,000円	16万4,000円	8万9,000円
15531	男		昭和52年生		2万円	15万2,000円	9万円
15532	男		昭和51年生		3万1,000円	15万5,000円	9万2,000円
15533	女		昭和53年生		2万円	15万3,000円	9万1,000円
15534	女		昭和52年生		1万円	15万3,000円	9万1,000円
15535	女		昭和53年生		2万円	15万2,000円	9万円
15536	女		昭和50年生		2万2,000円	12万5,000円	7万5,000円
15537	女		昭和50年生		2万2,000円	16万円	9万6,000円
15538	女		昭和52年生		2万円	15万2,000円	9万円
15539	女		昭和52年生		2万円	15万2,000円	9万円
15540	男		昭和52年生		2万円	15万3,000円	9万1,000円
15541	女		昭和49年生		1万6,000円	15万円	8万3,000円
15542	女		昭和50年生		3万3,000円	11万9,000円	
15543	女		昭和52年生		3万2,000円	11万8,000円	
15544	男		昭和51年生		2万1,000円	15万3,000円	10万円
15545	女		昭和45年生		1万6,000円	11万7,000円	7万円
15546	女		昭和49年生		1万6,000円	11万7,000円	7万円
15547	女		昭和51年生		1万6,000円	11万7,000円	7万円
15548	女		昭和48年生		1万6,000円	11万7,000円	7万円
15549	女		昭和50年生		1万6,000円	14万6,000円	8万円
15550	女		昭和52年生		1万6,000円	11万8,000円	7万円
15551	女		昭和50年生		1万6,000円	14万6,000円	8万円
15552	女		昭和52年生		1万4,000円	10万8,000円	5万3,000円
15553	女		昭和53年生		3万円	10万9,000円	7万7,000円
15554	女		昭和53年生		1万4,000円	10万8,000円	7万6,000円
15555	女		昭和53年生		1万4,000円	10万8,000円	7万6,000円
15556	女		昭和48年生		1万6,000円	11万7,000円	7万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31	申立期間② (平成17年12月9	申立期間③ (平成18年2月28
15557	男		昭和53年生		2万円	14万7,000円	7万9,000円
15558	男		昭和53年生		3万円	16万1,000円	10万3,000円
15559	男		昭和52年生		9,000円	14万6,000円	8万1,000円
15560	女		昭和51年生		2万1,000円	15万7,000円	9万4,000円
15561	女		昭和53年生		2万円	14万7,000円	8万8,000円
15562	女		昭和53年生		3万円	14万8,000円	8万8,000円
15563	女		昭和52年生		2万円	14万7,000円	9万6,000円
15564	女		昭和53年生		3,000円	5万円	2万8,000円
15565	女		昭和53年生		3万円	14万7,000円	9万6,000円
15566	女		昭和53年生		9,000円	14万4,000円	8万円
15567	女		昭和54年生		2万円	14万9,000円	9万7,000円
15568	男		昭和22年生			88万7,000円	
15569	男		昭和29年生			78万7,000円	
15570	女		昭和52年生		3万円	10万9,000円	6万5,000円
15571	男		昭和50年生			15万7,000円	8万5,000円
15572	女		昭和54年生		3万円	11万円	6万5,000円
15573	女		昭和50年生		3万円	11万円	7万8,000円
15574	女		昭和45年生		1万円	15万1,000円	8万3,000円
15575	女		昭和53年生		2万9,000円	10万9,000円	7万7,000円
15576	男		昭和52年生		3万1,000円	16万6,000円	10万6,000円
15577	男		昭和51年生		2万円	15万3,000円	9万1,000円
15578	男		昭和52年生			15万2,000円	8万4,000円
15579	男		昭和54年生		1万9,000円	14万5,000円	8万8,000円
15580	男		昭和54年生		1万9,000円	14万5,000円	8万円
15581	男		昭和51年生		1万円	15万9,000円	8万円
15582	女		昭和53年生		9,000円	14万4,000円	
15583	女		昭和54年生		1万4,000円	10万7,000円	7万6,000円
15584	女		昭和54年生		1万4,000円	10万9,000円	6万5,000円
15585	女		昭和55年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15586	女		昭和55年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15587	女		昭和54年生		2万9,000円	10万7,000円	7万6,000円
15588	女		昭和46年生		1万4,000円	15万5,000円	8万6,000円
15589	女		昭和54年生		1万4,000円	13万8,000円	7万7,000円
15590	女		昭和51年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
15591	女		昭和51年生		1万5,000円	10万9,000円	6万5,000円
15592	女		昭和50年生		1万5,000円	14万6,000円	8万円
15593	女		昭和54年生		1万4,000円	10万8,000円	6万4,000円
15594	女		昭和52年生		2万9,000円	10万7,000円	6万4,000円
15595	女		昭和51年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15596	女		昭和52年生		1万4,000円	10万8,000円	6万4,000円
15597	男		昭和21年生		7万3,000円	24万4,000円	18万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31)	申立期間② (平成17年12月9)	申立期間③ (平成18年2月28)
15598	女		昭和52年生		2万9,000円	10万7,000円	6万4,000円
15599	男		昭和51年生		3万円	15万円	8万9,000円
15600	女		昭和50年生		3万円	10万9,000円	6万5,000円
15601	女		昭和52年生		3万円	11万円	6万6,000円
15602	女		昭和53年生		1万5,000円	14万7,000円	8万9,000円
15603	男		昭和46年生		3万5,000円	18万4,000円	10万9,000円
15604	女		昭和54年生		1万4,000円	13万8,000円	7万7,000円
15605	男		昭和50年生		1万5,000円	15万8,000円	8万7,000円
15606	女		昭和51年生		1万4,000円	15万1,000円	9万1,000円
15607	女		昭和49年生		2万9,000円	10万8,000円	6万4,000円
15608	女		昭和49年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15609	女		昭和48年生		2万9,000円	10万7,000円	7万6,000円
15610	女		昭和47年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15611	女		昭和48年生		1万4,000円	15万円	8万3,000円
15612	女		昭和50年生		1万4,000円	10万8,000円	6万4,000円
15613	女		昭和50年生			10万7,000円	
15614	女		昭和51年生		1万4,000円	10万6,000円	5万2,000円
15615	女		昭和50年生		1万4,000円	10万8,000円	7万7,000円
15616	女		昭和52年生		2万9,000円	10万7,000円	6万4,000円
15617	男		昭和55年生		9,000円	15万6,000円	8万5,000円
15618	女		昭和50年生		1万4,000円	14万6,000円	8万8,000円
15619	女		昭和40年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15620	男		昭和48年生		1万1,000円	16万2,000円	9万7,000円
15621	男		昭和46年生		2万2,000円	16万2,000円	10万6,000円
15622	女		昭和44年生		1万4,000円	15万9,000円	9万7,000円
15623	女		昭和54年生		2万9,000円	10万7,000円	6万4,000円
15624	男		昭和28年生		8万2,000円	27万6,000円	20万4,000円
15625	女		昭和44年生		2万9,000円	10万6,000円	6万3,000円
15626	男		昭和55年生		9,000円	15万3,000円	8万4,000円
15627	男		昭和55年生		9,000円	13万9,000円	7万8,000円
15628	男		昭和55年生		1万8,000円	14万円	7万8,000円
15629	男		昭和53年生		9,000円	13万9,000円	7万7,000円
15630	男		昭和55年生		9,000円	14万円	7万8,000円
15631	男		昭和54年生		9,000円	14万円	7万8,000円
15632	男		昭和53年生		3万円	16万1,000円	9万5,000円
15633	女		昭和53年生		2万円	14万7,000円	
15634	女		昭和55年生		9,000円	14万円	7万8,000円
15635	男		昭和56年生		1万4,000円	10万8,000円	6万4,000円
15636	女		昭和55年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15637	女		昭和55年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15638	女		昭和55年生		1万4,000円	13万6,000円	8万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31)	申立期間② (平成17年12月9)	申立期間③ (平成18年2月28)
15639	女		昭和55年生		2万9,000円	10万7,000円	6万4,000円
15640	女		昭和55年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15641	女		昭和54年生		2万9,000円	10万7,000円	6万4,000円
15642	女		昭和57年生		2万9,000円	10万6,000円	7万5,000円
15643	女		昭和55年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15644	女		昭和56年生		1万4,000円	13万6,000円	8万2,000円
15645	女		昭和55年生		1万4,000円	10万8,000円	7万6,000円
15646	女		昭和55年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15647	女		昭和55年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
15648	女		昭和55年生		2万9,000円	10万6,000円	7万5,000円
15649	女		昭和56年生		1万4,000円	10万6,000円	7万5,000円
15650	女		昭和55年生		2万9,000円	10万8,000円	7万6,000円
15651	女		昭和55年生		2万9,000円	10万8,000円	6万4,000円
15652	女		昭和53年生		2万9,000円	10万8,000円	6万5,000円
15653	女		昭和54年生		1万4,000円	13万6,000円	8万2,000円
15654	女		昭和56年生		1万4,000円	13万6,000円	8万2,000円
15655	女		昭和48年生		1万4,000円	10万8,000円	6万4,000円
15656	女		昭和41年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 28 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
15657	男		昭和22年生		平成16年9月30日	15万円
15658	男		昭和31年生		平成16年9月30日	80万円
					平成17年9月30日	15万円
					平成18年9月30日	50万円
15659	男		昭和40年生		平成16年9月30日	80万円
					平成17年9月30日	15万円
					平成18年9月30日	48万円
15660	女		昭和45年生		平成16年9月30日	5万円
					平成17年9月30日	5万円
					平成18年9月30日	10万円
15661	女		昭和33年		平成16年9月30日	15万円
15662	男		昭和51年生		平成16年9月30日	25万円
					平成17年9月30日	40万円
					平成18年9月30日	50万円
15663	男		昭和42年生		平成16年9月30日	50万円
					平成17年9月30日	50万円
					平成18年9月30日	50万円
15664	男		昭和17年生		平成16年9月30日	10万円
					平成18年9月30日	5万円
15665	男		昭和51年生		平成16年9月30日	5万円
15666	男		昭和47年生		平成16年9月30日	8万円
15667	男		昭和29年生		平成16年9月30日	5万円
					平成17年9月30日	10万円
					平成18年9月30日	20万円
15668	男		昭和26年生		平成16年9月30日	50万円
15669	女		昭和56年生		平成16年9月30日	5万円
					平成17年9月30日	10万円
					平成18年9月30日	15万円
15670	女		昭和53年生		平成16年9月30日	5万円
					平成17年9月30日	5万円
					平成18年9月30日	10万円
15671	男		昭和35年生		平成16年9月30日	20万円
15672	男		昭和43年生		平成17年9月30日	60万円
					平成18年9月30日	70万円
15673	男		昭和25年生		平成17年9月30日	5万円
					平成18年9月30日	10万円
15674	女		昭和50年生		平成17年9月30日	5万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
15675	女		昭和52年生		平成17年9月30日	5万円
					平成18年9月30日	5万円
15676	男		昭和47年生		平成18年9月30日	15万円
15677	男		昭和35年生		平成18年9月30日	5万円
15678	女		昭和30年生		平成18年9月30日	5万円
15679	男		昭和54年生		平成18年9月30日	15万円
15680	男		昭和50年生		平成18年9月30日	5万円
15681	女		昭和45年生		平成18年9月30日	40万円
15682	女		昭和34年生		平成18年9月30日	15万円
15683	男		昭和60年生		平成18年9月30日	3万円
15684	男		昭和60年生		平成18年9月30日	5万円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与台帳」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件31件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
15685	男		昭和21年生		11万円
15686	男		昭和21年生		22万円
15687	男		昭和24年生		19万円
15688	男		昭和21年生		10万円
15689	男		昭和27年生		12万円
15690	男		昭和23年生		10万円
15691	男		昭和24年生		10万円
15692	男		昭和34年生		21万円
15693	男		昭和33年生		25万円
15694	男		昭和26年生		10万円
15695	男		昭和36年生		10万円
15696	男		昭和31年生		8万円
15697	男		昭和36年生		9万円
15698	男		昭和40年生		11万円
15699	男		昭和39年生		8万円
15700	男		昭和36年生		10万円
15701	男		昭和35年生		9万円
15702	男		昭和44年生		10万円
15703	男		昭和36年生		7万円
15704	男		昭和35年生		9万円
15705	男		昭和32年生		15万円
15706	男		昭和47年生		10万円
15707	男		昭和40年生		10万円
15708	男		昭和35年生		9万円
15709	男		昭和45年生		8万円
15710	男		昭和39年生		14万円
15711	男		昭和38年生		10万円
15712	男		昭和43年生		11万円
15713	男		昭和44年生		10万円
15714	男		昭和42年生		10万円
15715	男		昭和50年生		7万円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年6月9日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 16 件 (別添一覧表参照)

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
15716		男	昭和42年生		40万8,000円
15717		男	昭和46年生		39万9,000円
15718		男	昭和48年生		38万円
15719		男	昭和47年生		40万8,000円
15720		男	昭和46年生		28万5,000円
15721		男	昭和45年生		45万6,000円
15722		男	昭和47年生		43万7,000円
15723		男	昭和45年生		45万6,000円
15724		男	昭和47年生		38万円
15725		男	昭和49年生		38万円
15726		男	昭和51年生		34万2,000円
15727		男	昭和51年生		36万1,000円
15728		男	昭和49年生		36万1,000円
15729		男	昭和46年生		29万9,000円
15730		男	昭和48年生		28万5,000円
15731		男	昭和47年生		28万9,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月25日は20万円、同年12月25日及び19年7月25日は20万5,000円、同年12月25日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日  
② 平成18年12月25日  
③ 平成19年7月25日  
④ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）において確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月25日は20万円、同年12月25日及び19年7月25日は20万5,000円、同年12月25日は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、34 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、23 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、23万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の23万3,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準賞与額については、オンライン記録によると、23万3,000円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、23万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 71 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、71 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 30 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間③の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年春頃から 25 年夏頃まで  
② 昭和 28 年春頃から 29 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した申立期間①並びに B 事務所に勤務した申立期間②及び C 事務所に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、駐留軍の社会保険の記録管理業務を引き継いだ D 省 E 事務所から提出のあった申立人に係る厚生年金保険個人別台帳によると、申立人は昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 7 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる。

また、C 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が同事務所において昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 7 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を有し、基礎年金番号に未統合となっている記録が確認できることから、社会保険事務所の記録管理の不備が認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が C 事務所において昭和 30 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、31 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、C 事務所に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、「駐留軍施設内の食堂で給仕をしていた。」と申し立てているところ、D省E事務所から提出のあった申立人に係る在籍及び厚生年金保険加入記録では、当該期間の勤務実態が確認できない。

また、申立人が勤務したとする駐留軍の従業員に係る社会保険の取扱いについては、昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長通知により、連合国要員は、昭和26年7月1日以降は、PX（物の販売事業）等に使用される者は強制被保険者となるが、家事使用人、宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならないとされており、申立人については、食堂で給仕をしていたとの供述から、被保険者とならない扱いであったと考えるのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、A社に勤務していた二人の同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の代表者は既に死亡しており、照会できる従業員も少数であることから詳細な情報は得られず、また、同社は昭和28年9月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、厚生年金保険手帳番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和25年6月21日と記録されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月22日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった人事記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社の人事記録によると、申立人が昭和43年10月21日に同社D工場に異動したことが確認できる。しかし、同社同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であり、申立期間は適用事業所にはなっていない。

このことについて、B社は、「申立人について、A社C工場での資格喪失日を昭和43年11月1日付けとして手続を行うべきであった。」と回答していることから、申立期間について、同社同工場において被保険者資格を有していたと考えるのが相当であり、申立人の資格喪失日は同日であることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の定時決定に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金基金及びオンライン記録における資格喪失

日が昭和 43 年 10 月 22 日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成8年10月及び同年11月は24万円、同年12月は38万円、9年1月は53万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は59万円、同年5月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から9年11月1日まで  
A社に勤務した申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低いので、調査をして正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年12月、9年1月及び同年3月から同年10月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、8年12月は38万円、9年1月は53万円、同年3月は41万円、同年4月は59万円、同年5月から同年10月までは36万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年10月、同年11月及び9年2月について、申立人は、当該期間の保険料控除額を確認できる資料を保有していないが、A社における8年9月から9年7月までの月次損益計算書を保有しており、同計算書には、申立人の給与に関する記録が確認できることから、同記録を基に給与支給額を計算したところ、提出された月の給料支払明細書に記載されている支給額の合計とおおむね一致する。

さらに、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が毎月変動していることから計算方法を検証したところ、毎月の基本給及び歩合の合計額に見合う標準報酬月額に当時の保険料率を掛けて算出していたことがうかがえる。

これらのことから、月次損益計算書の申立人の給与に関する記録を基に当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額を推認すると、平成8年10月及び同年11月は26万円、9年2月は41万円となり、保険料控除額に見合う標準報酬月額を推認すると、平成8年10月及び同年11月は24万円、9年2月は41万円となり、オンライン記録の標準報酬月額と相違していることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記のとおり、保険料控除額に見合う標準報酬月額から判断して、平成8年10月及び同年11月は24万円、9年2月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立人のA社での被保険者資格取得月である平成8年9月について、オンライン記録によると標準報酬月額は15万円と記録されているが、同社における給与の支払方法及び保険料の控除方法から判断すると、当該月の保険料控除額について推認することが困難であり、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除額を確認することができない。

なお、A社は、申立期間当時の給与の締め日は当月末日、支払日は翌月末日、保険料控除は当月控除としている。

このほか、当該月において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成7年1月から8年2月までの期間は44万円、同年3月は47万円、同年4月から11年1月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から11年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と大きく相違している。給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成7年1月から8年2月までは44万円、同年3月は47万円、同年4月から11年1月までは44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所

(当時) は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和56年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月16日から同年10月1日まで

A社において勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料明細書、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事カードから、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和56年9月16日に同社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料明細書において確認できる報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成11年1月1日から15年3月20日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年1月から12年12月までは38万円、13年1月から14年12月までは41万円、15年1月及び同年2月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から15年3月20日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年1月から15年2月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及びA社の顧問税務会計事務所から提出のあった11年分から15年分までの所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、11年1月から12年12月までは38万円、13年1月から14年12月までは41万円、15年1月及び同年2月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回

答は得られないが、上記所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち平成5年10月から10年12月までの期間については、申立人が主張する給与支払額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、また、事業主等から当該期間における厚生年金保険料についての供述が得られないことから、給与支払額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、当該期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月1日から55年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社から子会社であるC社（現在は、D社）に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍確認書、同社及びD社の回答並びに両社の担当部長の供述から判断すると、申立人はA社及びC社に継続して勤務し（昭和55年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を昭和54年12月1日として届けたことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から55年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から13年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合うものとなっていない。給与明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、平成13年4月25日付けで、11年4月に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（平成13年8月1日）まで継続していることが確認できる上、同社の他の4人の被保険者についても、同様の処理が行われたことが確認できる。

このことについて、A社の当時の事業主は、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、遡って標準報酬月額を引き下げる手続を提案され、自身が同事務所に出向き書類に押印した旨供述している。

また、申立人が提出した平成11年4月から13年7月までの給与明細書では、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「取締役としての権限は無く、工場勤務であった。」と供述している上、同社の当時の事業主も、「申立人は工場長であり、社会保険手続には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低く記録されている。申立期間の所得税源泉徴収簿及び確定申告書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、昭和54年7月以降、申立期間を除いて最高等級で推移していることが確認できる。

また、標準報酬月額の最高等級が47万円から53万円に引き上げられた平成元年12月には、社会保険事務所（当時）により、最高等級の53万円に改定されているが、2年10月の定時決定は、最高等級の53万円から2等級下がった47万円と記録されており、同様の記録が、申立人と被保険者整理番号が近い取締役2名についても確認できる。

しかし、申立人から提出された平成2年分及び3年分の所得税源泉徴収簿によると、2年10月における定時決定の算定基礎月である同年5月から同年7月までの報酬額の平均額は190万円と記録されていることから、申立期間の標準報酬月額は当時の最高等級である53万円であることが推認でき、また、上記最高等級の標準報酬月額（53万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成2年分（平成元年7月から2年6月まで）及び3年分（平成2年7月から3年6月まで）の事業年度分の確定申告書における役員報酬からも、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は上記最高等級の53万円であることが推認

できる上、1名の取締役から提出された申立期間のうちの一部期間における給与支給明細書から、同取締役は、上記最高等級である53万円に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、上記確定申告書における申立人及び取締役3名の役員報酬額は、上記最高等級の標準報酬月額に見合う報酬月額となっていることが確認できる上、平成2年分と3年分を比較すると、同年分の役員報酬額が高くなっていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、代表取締役であったことが確認でき、申立人は、「同社はB健康保険組合に加入し、算定基礎届は、自分が、同組合に賃金台帳を持参して担当者のチェックを受け、同組合を通して社会保険事務所に提出していた。」と供述している。

しかし、B健康保険組合は、A社に係る申立期間当時の算定基礎届を保管しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を確認することができないことから、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額についても確認することができない。

また、上記3名の取締役全員が、「A社の経営は順調であった。」と供述している上、そのうち1名の取締役は、「業界の中ではダントツであった。」と供述しており、また、同社は、C税務署において優良法人に指定され、昭和58年、63年及び平成2年に表敬状を授与されたことが確認できる。

これらのことから、事業主が申立期間において報酬額の引下げを届け出たとは考え難く、申立人はA社の代表取締役であったが、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年5月26日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和24年5月26日に同社本店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかにも確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和36年にC高校定時制普通課程に入学し、40年3月に卒業するまで同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答、C高校から提出された申立人に係る在籍期間証明書及びA社における同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「C高校の定時制普通課程を卒業した者であれば、厚生年金保険に加入し、保険料控除をしていたと思う。申立人の資格喪失手続の際、当時の担当者が事務的ミスをしたのかもしれない。」と供述している。

さらに、C高校定時制普通課程を昭和40年3月31日に卒業した同級生であり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の被保険者であることが確認できる6名の従業員は、「申立人とは同じ日に卒業し、同社を退職した日も退寮した日も同じだった。」と供述している。

加えて、上記の従業員を含む申立人以外の同級生35名のA社における被保険者の資格喪失日は、昭和40年4月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の

上記被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年4月から5年9月までは26万円、同年10月から6年3月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月5日から6年4月1日まで  
A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額も記憶している給与額と比較して低いので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、A社における複数の従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）より後の平成6年5月9日付けで、遡って同年3月31日と記録され、また、申立人の標準報酬月額は、当初、4年4月から5年9月までは26万円、同年10月から6年2月までは28万円と記録されていたところ、遡って13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同社に在籍していた従業員32名全員について、申立人と同様に、標準報酬月額を遡って訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人及びA社の複数の従業員は、「同社はB社に吸収合併されたが、平成6年4月になっても同じ職場で勤務していた。」と回答しており、また、A社の事業主は、「従業員は同年3月31日までは同社で勤務していた。」と供述している上、当時の経理担当者は、「在籍していた従業員全員が同年3月31日付けで退職し、同年3月

の給与から当該月の保険料を控除されていた。」と供述している。

さらに、平成6年3月31日にA社で資格を喪失し、同年4月1日にB社において被保険者資格を取得している同僚が提出した給与明細票及び給与明細書によると、同年3月分までの給与明細票はA社発行のものであり、同年4月分からの給与明細書はB社発行のものであることから、同年3月31日までA社において勤務していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間に法人事業所であることが確認できることから、同社が適用事業所でなくなった平成6年3月31日において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、A社の事業主及び当時の経理担当者は、「当社は社会保険料の滞納があり、保険料の納付に係る事務は事業主が社会保険事務所にアウト、遅延しながらも分納して行っていた。」と供述していることから、申立期間当時、同社は、社会保険料の滞納があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年5月9日付けで行われた申立人が同年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の遡及処理及び標準報酬月額を4年4月に遡って減額訂正処理する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、上記事業主等の供述から6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年4月から5年9月までは26万円、同年10月から6年3月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年7月1日まで  
A社（現在は、B社）に派遣社員として勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額になっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は17万円と記録されているが、A社が加入していたC健康保険組合の申立人に関する記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は47万円であることが確認できる。

また、申立期間当時に、A社の社会保険事務を担当していた労務管理事務所の担当者及びC健康保険組合の担当者は、複写式の資格取得届を同健康保険組合を経由して、社会保険事務所に提出していたと供述している。

さらに、B社の人事担当者は、申立期間当時は不明であるが、同社に係る会社の合併や商号変更の際に、派遣社員について、新たな雇用契約の締結は行わず、従前の雇用契約を継続するものとなっており、給与は契約更新時でなければ変わらないと供述しているところ、オンライン記録によると、A社に合併する前のD社における申立人の標準報酬月額は、47万円である上、申立人は、申立期間において、A社の派遣社員であったとしており、契約更新を行った記憶は無いと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人の標準報酬月額を47万円とする旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から6年1月21日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与支払額に見合う標準報酬月額よりも低い額となっている。給料明細書は無いが、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間のうち、平成3年10月から5年10月までについて、当初、32万円と記録されていたところ、同年11月5日付けで8万円に遡って減額訂正がされており、申立人のほかに1名の従業員の標準報酬月額も同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元従業員は、平成4年以降同社の経営状況は悪化しており、資金繰りに困っていたと思うと供述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成5年11月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるが、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったものとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年10月から5年12月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月8日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係るA社D工場の「組織表(案)」及び同社における同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(A社C工場から同社D工場に異動)していたことが認められる。

また、B社の総務部担当者は、当時の担当者が既に退職しているため詳細については不明であるが、申立人のA社C工場から同社D工場への当初の異動予定日であった昭和45年10月8日付けで資格喪失届が提出されたが、何らかの事情により、実際には同年11月1日に異動し、同日付けで資格取得届が提出されたことにより、資格に空白期間が生じたものと思われると供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人とほぼ同時期にA社C工場から同社D工場に異動した4名の従業員は、継続して被保険者資格を有していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社C工場における資格喪失日を昭和45年11月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年9月の

社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年4月10日は40万9,000円、同年8月10日は36万2,000円、同年12月10日は37万4,000円、18年4月10日は41万6,000円、同年8月10日は38万2,000円、同年12月10日は42万4,000円、19年4月10日は35万8,000円、同年8月10日は43万8,000円、同年12月10日は34万4,000円、20年4月10日は43万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑪に係る標準賞与額39万4,000円、申立期間⑫に係る標準賞与額40万1,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年8月10日は39万4,000円、同年12月10日は40万1,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年4月10日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成17年12月10日  
④ 平成18年4月10日  
⑤ 平成18年8月10日  
⑥ 平成18年12月10日  
⑦ 平成19年4月10日  
⑧ 平成19年8月10日  
⑨ 平成19年12月10日  
⑩ 平成20年4月10日  
⑪ 平成20年8月10日  
⑫ 平成20年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録

が無い。一部期間の賞与の支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あつせん  
の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効  
により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期  
間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以  
下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用  
する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期  
間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する  
こととしている。

したがって、申立期間①から⑩までについては、本件申立日において保険料徴収権  
が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を適用し、申立期間⑪及び⑫  
については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であ  
るから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①から⑩までについて、給与支払報告書、賞与支給明細書及びA社が加入  
していたB厚生年金基金から提出のあった賞与支払届によると、申立人は、当該期間  
において、賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か  
ら控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録  
の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料  
額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これ  
らの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給与支払報告書、賞与支給明細書  
及び賞与支払届において確認できる賞与額から、平成17年4月10日は40万9,000  
円、同年8月10日は36万2,000円、同年12月10日は37万4,000円、18年4月10  
日は41万6,000円、同年8月10日は38万2,000円、同年12月10日は42万4,000  
円、19年4月10日は35万8,000円、同年8月10日は43万8,000円、同年12月10  
日は34万4,000円、20年4月10日は43万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間に  
おいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする同僚も、オンライン記録に  
は当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与  
の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、  
当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、  
当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑪及び⑫について、賞与支給明細書及び賞与支払届により、当該期  
間に係る標準賞与額（申立期間⑪は39万4,000円、申立期間⑫は40万1,000円）に  
相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、平成 20 年 8 月 10 日は 39 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 40 万 1,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（後に、B社へ名称変更）における資格取得日に係る記録を昭和34年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月1日から35年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に、同社は、C社D支店から社名変更したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和35年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は同日に同社において被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかし、上記被保険者名簿及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において昭和34年12月1日に被保険者資格を喪失し、A社において35年4月1日に被保険者資格を取得した従業員が8人確認でき、当該従業員に申立期間当時について照会したところ、回答があった全ての従業員は、「申立期間にC社D支店からA社に社名の変更はあったが、自分と申立人は引き続き同一の職場で以前と同様の業務を行い、継続して勤務していた。また、申立期間の給与もそれ以前と変わりが無かったので保険料も控除されていたと思う。」旨供述している。

また、A社及びC社に係る商業登記簿謄本によると、当時の同社のD支店長がA社の代表取締役就任しており、同社の設立が昭和34年11月12日であることが確認できること、さらに、上記回答があった全ての従業員は、申立期間当時、社員は10人以上いたこととしていることから、同社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 35 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者は死亡しているため当時の状況を照会することができないが、申立期間において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年5月7日から19年8月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、当該期間のうち、13年5月は30万円、同年6月から14年3月までは34万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは41万円、15年1月から同年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年7月までは44万円、同年8月から同年12月までは41万円、16年1月から同年3月までは44万円、同年4月から19年7月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②から⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月19日は16万5,000円、16年12月17日は48万7,000円、17年5月20日は19万4,000円、同年7月15日は42万円、同年12月16日は34万円、18年7月21日は42万円、同年12月22日は37万8,000円、19年7月20日は42万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑩に係る標準賞与額40万円、申立期間⑪に係る標準賞与額42万4,000円及び申立期間⑫に係る標準賞与額37万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月21日は40万円、20年7月18日は42万4,000円、同年12月20日は37万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成13年5月7日から21年7月1日まで  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年12月17日  
④ 平成17年5月20日  
⑤ 平成17年7月15日  
⑥ 平成17年12月16日  
⑦ 平成18年7月21日  
⑧ 平成18年12月22日  
⑨ 平成19年7月20日  
⑩ 平成19年12月21日  
⑪ 平成20年7月18日  
⑫ 平成20年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑫までの標準給与額に係る記録が無い。一部期間の給料明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成13年5月7日から21年7月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成13年5月7日から19年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から21年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、当該期間のうち、平成13年6月から14年6月まで、同年10月から15年4月まで、同年7月から同年9月まで、同年11月、16年1月から同年4月まで、同年9月、同年11月から17年1月まで、同年3月から18年6月まで、同年8月から19年7月までについては、申立人から提出された給料明細書により、当該期間の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成13年6月から14年3月までは34万円、同年4月から同年6月までは36万円、同年10月から同年12月までは41万円、15年1月から同年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年7月は44万円、同年8月、同年9月及び同年11月は41万円、16年1月から同年3月までは44万円、同年4月、同年9月、同年11月から17年1月、同年3月から18年6月、同年8月から19年7月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成13年5月については、申立人から提出された給料明細書により、34万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除され、30万円の標準報酬月額に見合う報酬月額が支給されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成14年7月から同年9月まで、15年5月及び同年6月、同年10月、同年12月、16年5月から同年8月まで、同年10月、17年2月、18年7月については、申立人は給料明細書を保有していないが、当該期間の前後の期間の保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から判断すると、14年7月から同年9月までは36万円、15年5月及び同年6月は44万円、同年10月及び同年12月は41万円、16年5月から同年8月まで、同年10月、17年2月、18年7月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、オンライン記録と上記給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が平成13年5月から19年7月まで長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は32万円と記録されている。

しかし、上記給料明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人のA社における同年8月の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成19年9月1日から21年7月1日までの期間については、上記給料明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間において、申立人はその主張する報酬月額が事業主により支払われていないことが確認できることから、標準報酬月額に係る記

録の訂正を行う必要は認められない。

2 申立人は、申立期間②から⑫までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、上記の厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、当該期間のうち、平成15年12月19日、16年12月17日、17年5月20日、同年7月15日、同年12月16日、18年7月21日、同年12月22日及び19年7月20日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月21日、20年7月18日、同年12月20日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された賞与明細書によると、申立人は、平成15年12月19日、16年12月17日、17年5月20日、同年7月15日、同年12月16日、18年7月21日、同年12月22日及び19年7月20日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑨までの標準賞与額については、申立人から提出された上記賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は16万5,000円、16年12月17日は48万7,000円、17年5月20日は19万4,000円、同年7月15日は42万円、同年12月16日は34万円、18年7月21日は42万円、同年12月22日は37万8,000円、19年7月20日は42万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑩から⑫までの標準賞与額については、上記賞与明細書により、平成19年12月21日は40万円、20年7月18日は42万4,000円、同年12月20日は37万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額を、平成19年12月21日は40万円、20年7月18日は42万4,000円、同年12月20日は37万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月29日から51年1月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、昭和50年12月末まで同社に勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和50年12月31日と記録されており、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった(以下「全喪」という。)同年11月29日に被保険者資格を喪失した従業員の中の1名は、「自分は同年12月に退職したが、申立人は私より後に退職したと思う。」と回答していることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が全喪した昭和50年11月29日より後の51年1月17日付けで、申立人を含めて従業員24人の厚生年金保険被保険者資格を遡って喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社が全喪した昭和50年11月29日に同社で被保険者資格を喪失した従業員のうち8名について、雇用保険の離職日を照会したところ、同年12月20日に離職した者が1名、同年12月31日に離職した者が5名確認できることから、同社は申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、全喪処理を行う合理的な理由が見当たらない。

また、A社の当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、社会保険料を納付でき

ず、2か月から3か月遡って全喪届を提出し、納付を免れたと記憶している。」と回答し、同社の他の従業員も同様のことを供述しているところ、同社の事業主の実弟である専務取締役は、「当社は昭和50年12月末に手形が落とせず倒産し、51年1月に社会保険事務所（当時）に未納分の保険料の相談に行ったところ、職員から『1か月から2か月遡って喪失した形で処理してください。』と言われ、従業員全員の資格喪失日を遡って喪失させたと記憶している。」と回答及び供述をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人を含むA社の従業員の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立人について、昭和50年11月29日に被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である51年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 8 月 29 日まで

A 社 B 工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の厚生年金基金の記録はあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び A 社の在籍証明書により、申立人が申立期間に A 社 B 工場に勤務していたことが確認できる。

一方、C 年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び資格喪失届によると、申立人は A 社 B 工場において年金整理番号が \* 番、昭和 44 年 5 月 1 日資格取得、同年 8 月 29 日資格喪失と記載されているところ、社会保険事務所の管理する申立人の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の年金整理番号は欠番となっていることが確認できる。

また、C 年金基金から提出された申立人の同僚に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び資格喪失届によると、申立人と同時期に A 社 D 工場から同社 B 工場に異動した従業員 3 名については、同社同工場において年金整理番号が \* 番、\* 番、\* 番とされ、それぞれ昭和 44 年 5 月 1 日資格取得、同年 8 月 29 日資格喪失と記録されているところ、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票により、当該従業員 3 名は同年 5 月 1 日に資格取得し、同年 8 月 29 日に資格喪失している記録が確認できる。

これについて、年金事務所は、「A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者原票を全て確認、調査したが、同原票の記録については不明。なお、厚生年金基金加入員資格取得届との関連性についても不明。」と回答している。

さらに、A 社は、「当時の取得・喪失届は、社会保険事務所、厚生年金基金、健康保

険組合で複写式を用いていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において昭和 44 年5月1日に資格を取得し、同年8月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年5月1日であると認められることから、申立人の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年6月1日から21年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。戦争で海軍に1年ぐらい行っていたが、戦後も引き続き同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び同社から提出された申立人に係る社員名簿では、入社が昭和16年5月10日、退職が57年4月20日と記録されていることから、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の同社における資格喪失日は昭和21年5月1日と記録され、同年4月の標準報酬月額の随時改定が記録されているところ、申立人に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳には、資格喪失日が19年6月1日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿により確認できるA社の複数の従業員について、同社に係るオンライン記録では、記録が欠落している従業員や資格喪失日が相違している従業員を確認することができる。

さらに、上記被保険者名簿について、年金事務所は、「管轄の社会保険出張所(当時)が昭和20年5月に戦災を受けた記録があること、また、17年1月1日に被保険者資格取得の者から9名が連番で記載され、当該連番の記号番号は21年頃に払い出された番号であることから、同年以降に書き替えられた被保険者名簿と思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において申立人の年金記録の管理が十分に行われていなかったものと認められ、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、上記被保険者名簿の記録から、昭和21年5月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員台帳及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日にA社本店において資格を喪失し、同日に同社C支店において資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社本店における被保険者資格喪失日を昭和 47 年 4 月 1 日として社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、11 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年10月から20年7月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③について、申立人の当該期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年7月31日は24万円、同年12月11日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年8月1日まで  
② 平成19年7月31日  
③ 平成19年12月11日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、給付に反映されない記録となっている。賞与支払明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例

法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち平成19年10月から20年7月までの期間については、A社から提出のあった出勤簿兼賃金台帳及び申立人が提出した給料支払明細書により、標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。したがって、当該期間の標準報酬月額は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、出勤簿兼賃金台帳及び給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年9月について、出勤簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間②及び③について、出勤簿兼賃金台帳及び申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、出勤簿兼賃金台帳及び賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は24万円、申立期間③は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、資格喪失日は、同年 10 月 1 日であったと認められることから、当該期間の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社における資格取得日に係る記録を昭和 42 年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 社（現在は、C 社）及び B 社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社においてそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社を継承した C 社からの回答、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日を取得日とする厚生年金保険被保険者証を保有しており、また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿払出簿により、申立人が同年 4 月 1 日に A 社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 39 年 12 月 6 日付けで、申立人の同年 4 月 1 日の資格取得日の記録が取り消されている。

しかしながら、上記の被保険者名簿によれば、同僚3人についても、申立人と同様に昭和39年12月6日付けで同年4月1日の資格取得日の記録が取り消されており、同時に申立人及び前述の同僚の同年10月の定時決定の記録も取り消されている。

また、申立人は、A社において払い出された厚生年金保険の記号番号を用いて、昭和39年10月1日にグループ会社であるB社において被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記取消しを行う合理的な理由は見当たらず、上記取消しは被保険者資格に係る有効な処理であったとは認められないことから、事業主は、申立人が昭和39年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、資格喪失日は、同年10月1日であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た2万4,000円とすることが妥当である。

- 2 雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は、昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所となっていない。

しかし、B社は、商業登記簿謄本によると昭和35年4月8日に成立していることが確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所になった42年8月1日に14人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和42年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年8月22日、資格喪失日に係る記録を同年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月22日から同年9月25日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書と源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（昭和62年8月及び同年9月分）及び昭和62年給与所得の源泉徴収票から、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書（昭和62年9月分）において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も連絡先が不明なことから、確認することができないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年8月保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成 19 年 12 月 14 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支払明細表の写し及び事業主の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細表において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 10 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
15789	男		昭和41年生		62万円
15790	男		昭和49年生		37万9,000円
15791	男		昭和46年生		9万8,000円
15792	男		昭和47年生		35万7,000円
15793	男		昭和37年生		34万円
15794	男		昭和49年生		50万円
15795	男		昭和48年生		46万5,000円
15796	男		昭和51年生		48万9,000円
15797	男		昭和49年生		56万円
15798	男		昭和44年生		35万5,000円

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成8年2月6日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年2月6日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。また、平成7年12月31日に厚生年金保険を資格喪失した記録になっているが、8年以降も勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が適用事業所でなくなった日（平成7年12月31日）の後の平成8年2月6日付で、同社における申立人を含む従業員23人の資格喪失日が7年12月31日と記録され、申立人を含む21人の従業員の標準報酬月額が遡って減額訂正されており、申立人の場合、当初、同年5月から同年11月までは22万円と記録されていた標準報酬月額が、15万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本では、上記訂正処理日に同社は法人であることが確認できることから厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、平成7年12月31日において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失に係る処理及び標準報酬月額に係る減額訂正処理を遡って行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社におけ

る資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った平成8年2月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、事業主が当初届け出た22万円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、B国民健康保険組合の加入記録及びA社の回答並びに同社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月

の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24年7月は5,000円、同年8月から25年5月までは4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和34年1月1日、資格喪失日が35年1月1日とされ、当該期間のうち、34年6月1日から35年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人のA社D支店における被保険者記録は、資格取得日が昭和35年5月1日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月20日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月31日から25年6月1日まで

② 昭和34年6月1日から35年1月1日まで

③ 昭和35年7月20日から同年8月1日まで

昭和23年2月1日から59年1月11日までB社に正社員として在籍し、途中退職した事実が無いにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険に未加入である旨の記録になっている。同社は誤りに気付き、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、年金額に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社が提出した申立書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の異動日については、B社は、人事資料に異動日の記載が無く不明であるが、記録の継続を優先した旨回答しているところ、同社が平成22年9月17日に年金事務所へ提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正）の資格喪失日の訂正内容から判断して、昭和25年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年6月及び同年8月の随時改定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、同年7月は5,000円、同年8月から25年5月までは4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記被保険者資格喪失届において申立人の資格喪失日を誤って昭和24年7月31日と届け出たことを認めて訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から25年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和34年1月1日、資格喪失日が35年1月1日とされ、当該期間のうち、34年6月1日から35年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社が提出した申立書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の異動日については、B社は人事資料に異動日の記載が無く不明であるが、記録の継続を優先した旨回答しているところ、同社が平成22年9月17日に年金事務所へ提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正）の資格喪失日の訂正内

容から判断して、昭和35年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和34年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記被保険者資格喪失届において事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和34年6月1日と届け出たことを認めて訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、申立人のA社D支店における被保険者記録は、資格取得日が昭和35年5月1日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月20日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社が提出した申立書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の異動日については、B社は人事資料に異動日の記載が無く不明であるが、記録の継続を優先した旨回答しているところ、同社が平成22年9月17日に年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正）の資格喪失日の訂正内容から判断して、昭和35年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和35年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記被保険者資格喪失届において事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和35年7月20日と届け出たことを認めて訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社本社における被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、B国民健康保険組合の加入記録及びA社の回答並びに同社が提出した申立人の異動歴等から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月

の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年12月17日）及び資格取得日（昭和34年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月17日から34年1月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には常用作業員として継続して勤務していた。人事記録と辞令書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び辞令書により、申立人が申立期間にA事業所に常用作業員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、B事業所の担当者は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、申立人は常用作業員として継続して勤務しているため、申立期間の厚生年金保険料は控除していたと思う。」旨回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和33年12月17日に資格を喪失している従業員は、申立人を含めて24人確認できるが、申立人と同様に再度被保険者資格を取得している者は見当たらない上、申立期間当時に勤務していた申立人以外の常用作業員二人は、申立人が継続して勤務していたことを記憶しており、当該作業員には厚生年金保険被保険者資格の未加入期間は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における申立期間前後

の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は昭和 51 年 4 月 1 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 6 月から同年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 51 年 3 月までは 20 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 2 日から 51 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び同社の承継会社であるC社に継続して勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及びC社に継続して勤務したとしている同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 50 年 6 月 2 日）より後の昭和 51 年 6 月 25 日付けで、申立人を含む 65 人について、当初記録されていた 50 年 10 月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、被保険者資格の喪失日が遡って同年 6 月 2 日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は上記適用事業所でなくなった日以降も法人事業所であることが確認できる上、常時 5 人以上の従業員が勤務していたと認められ、申立期間において、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。したがって、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和 50 年 6 月 2 日に資格を喪失した旨の処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資

格喪失日は、C社における被保険者資格の取得日である 51 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の事業所別被保険者名簿の記録から、昭和 50 年 6 月から同年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 51 年 3 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は昭和 51 年 4 月 1 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 6 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 51 年 3 月までは 19 万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 2 日から 51 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社及び同社の承継会社であるC社に継続して勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及びC社に継続して勤務したとしている同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 50 年 6 月 2 日）より後の昭和 51 年 6 月 25 日付けで、申立人を含む 65 人について、当初記録されていた 50 年 10 月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、被保険者資格の喪失日が遡って同年 6 月 2 日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は上記適用事業所でなくなった日以降も法人事業所であることが確認できる上、常時 5 人以上の従業員が勤務していたと認められ、申立期間において、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。したがって、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和 50 年 6 月 2 日に資格を喪失した旨の処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資

格喪失日は、C社における被保険者資格の取得日である 51 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の事業所別被保険者名簿の記録から、昭和 50 年 6 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 51 年 3 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(41万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年8月21日まで

社会保険事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して訂正されているとの通知を受けた。健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、申立人がA社において被保険者資格を喪失(平成5年8月21日)し、かつ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成6年2月28日)の後の平成6年3月1日付けで、4年10月から5年7月までの期間が遡って8万円に減額訂正され、その後、6年4月7日付けで、4年4月から同年9月までの期間が遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間及び減額訂正処理日において監査役であったことが確認できるが、申立人は、「社会保険関係業務に関与していなかった。」としているところ、当時の取締役経理部長は、「総務・経理業務は私と担当者の二人で行っており、申立人は社会保険事務手続に関与していなかった。厚生年金保険料の滞納時に社会保険事務所から呼出しを受けたが、私が社会保険事務所に出向き、用意された書類に押印した。」としており、また、担当者は、「私と部長の二人が総務・経理担当であり、社会保険に関する定例の届出書は私が提出していた。」と供述していることから、申立人は減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所

に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月30日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「事務員技術員名簿」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された厚生年金保険の管理ファイルにおいて、申立人の同社の資格喪失日が昭和39年7月30日と記録されていることから判断すると、申立人は、同年7月30日に同社B支店において被保険者資格を取得したとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得に係る届出の誤りを認めていることから、事業主が資格取得日を昭和39年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る標準賞与額の記録は、平成16年12月12日は30万円、17年7月12日は40万円、同年12月10日は40万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月10日は2万1,000円、17年7月1日は2万8,000円、同年12月12日は2万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月1日  
③ 平成17年12月12日

A事務所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

同事務所は、既に申立期間の賞与に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された賃金台帳及び預金通帳の写しから、申立人は、平成16年12月10日、17年7月1日及び同年12月12日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A事務所は、平成16年12月12日、17年7月12日及び同年12月10日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、同事務所から提出された預金通帳の写しによると、16年12月10日、17年7月1日及び同年12月12日に賃金台帳に記載されている振込支給合計額と一致する額の振込みが確認できること

から、当該日付を賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万1,000円、申立期間②は2万8,000円、申立期間③は2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（前身は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和26年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場の元経理担当者の供述、B社の複数の元従業員の供述及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における「資格喪失」欄の「26.5.1転勤」の記載から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（B社本社からA社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のB社本社からA社C工場への異動日については、申立人の「昭和26年5月1日からA社C工場に勤務していた。」旨の供述及び上記被保険者台帳で確認できる転勤日の記載から、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和26年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和60年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月1日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

既にA社において申立期間に勤務していた従業員からの申立てが行われ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和60年1月1日（以下「全喪日」という。）より後の同年4月24日付けで、遡って当該従業員の同社における資格喪失日が同年1月1日と記録された上、社会保険事務所（当時）における領収済通知書の写しにより、当該全喪日より後の同年4月20日及び同年4月22日に、事業主が同年2月分及び同年3月分の同社において被保険者になっている従業員の厚生年金保険料を納付したことが確認できることから、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたとして、既に当委員会の決定に基づく平成19年11月30日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん通知に基づき、厚生年金保険法の規定により、当該従業員の同社における資格喪失日及び同社の全喪日に係る記録が昭和60年4月1日に訂正されている。

一方、上記従業員の供述により、申立人は申立期間もA社に勤務したことが認められる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人のA社における資格喪失日について、上記従業員と同様な処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は昭和60年4月1日であることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和59年12月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月26日から同年12月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月5日から同年12月9日まで  
A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月26日からA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間を含む昭和51年7月から52年3月までに厚生年金保険の資格を取得した記録がある同僚13人の雇用保険被保険者資格取得日は、雇用保険の加入記録が確認できない3名を除く10名全員が厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ事務担当だった同僚は、「自分を含む内勤事務員4人には試用期間は無かった。」と回答しているほか、申立期間について同僚8人に照会したが、試用期間があったことは確認できなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、雇用保険の加入記録が確認できる昭和51年10月26日から厚生年金保険に加入していたものと考えられ、申立期間のうち、同年10月26日から同年12月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主にも連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和51年10月5日から同年10月26日までの期間については、上述のとおり、同僚はA社における試用期間は無かった旨供述している上、同僚の厚生年金保険と雇用保険の資格取得に係る記録から、同社においては、入社と同時に厚生年金保険と雇用保険に加入させていた取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間のA社における勤務について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格取得日は昭和20年11月16日、資格喪失日は21年5月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月16日から21年5月1日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社で被保険者資格を取得した記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人 (故人) の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、A社に勤務しているときに同社の同じ職場に勤務する申立人と知り合い、その当時、申立人は、夜間大学に通学しながら勤務していたとしており、また、申立人よりも先に同社を退社したとしているところ、同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の妻の資格取得日は昭和19年6月1日と記載され、21年4月に随時改定が行われている記録が確認できる (ただし、資格喪失日の記載は無い。) とともに、C大学の調査結果報告書によると、申立人は、同年4月1日にD高等工学校に入学し、24年3月31日に卒業したことが確認できる。

また、A社は、同社が保存している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届から、申立人の資格取得日は昭和20年11月16日であることが確認できるが、同社の退職者名簿等には申立人に係る記載が無く、申立人の退職日を確認できないとしている。

これらのことから、申立人は、A社B支社に昭和20年11月16日から、同時に勤務したとする申立人の妻の在職が確認できる21年4月までは勤務していたことが推認できる。

一方、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和20年11月16日と記載されているが、資格喪失日の記載は無い上、上記

申立人の妻及び複数の被保険者においても、同名簿において資格喪失日の記載は無い。このことについて、年金事務所に確認したところ、その理由は不明であるとしており、社会保険事務所（当時）において年金記録管理が適切になされていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 11 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められ、かつ、申立人の A 社 B 支社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 21 年 5 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記資格取得届における標準報酬月額の記録から、60 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年2月16日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を平成7年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月7日から3年6月1日まで  
② 平成4年6月30日から5年2月16日まで  
③ 平成7年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B事業所に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間にそれぞれの事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、平成2年9月にA社に入社してから8年3月まで同一職場に勤務（その間、厚生年金保険の適用事業所名は、A社、B事業所、C社に変更）し、D事業所グループの海外学校への留学に関する業務に従事していたとしており、D事業所グループ内の元同僚は、申立人が同グループの海外学校への留学に関する業務に携わり、8年頃まで継続して勤務していたと供述していることから、申立人は当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年6月30日となって

おり、当該処理は5年4月7日に行われていることが確認できるほか、元従業員二人についても、一人は、3年10月の定時決定が5年4月7日に取り消され、資格喪失日が3年7月21日と遡って処理されており、別の一人は、5年4月7日に、当初、4年7月11日となっていた資格喪失日が同年6月30日に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、当該期間当時、社会保険料の滞納があったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人が引き続き継続して勤務したB事業所での資格取得日である平成5年2月16日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年5月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

申立期間③については、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成5年2月16日から7年5月22日までE社で、同年5月23日から8年2月20日までC社で勤務していることが確認できる。

また、E社の元事業主（C社及びA社の社会保険事務所に届出されている事業主と同一人）は、B事業所の事業及び人員をC社とE社が承継したと供述している。

さらに、申立期間②における記述のとおり、元同僚は、申立人がD事業所グループの海外学校への留学に関する業務に携わり、平成8年頃まで継続して勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B事業所及びC社に継続して勤務し（平成7年5月1日にB事業所からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B事業所における平成7年3月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A社が発行した申立人宛の採用通知書及び申立人が同社に提出した入社承諾書から、申立人が、期間は特定できないものの、当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該期間のうち、平成2年9月7日から同年9月15日までは、A社以外の事業所において厚生年金保険の被保険者になっている

ことが確認できる。

また、A社における申立人の雇用保険の資格取得日は、平成3年6月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、A社において、平成3年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人を含めて3人であることが確認できるところ、そのうち二人は、入社日は被保険者資格取得日より数か月前であり、資格取得するまでは厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

なお、A社の元事業主は、当該期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、不明であるとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月30日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社内の異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人(故人)の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険料の控除に関する資料は無いものの、転勤による異動であれば厚生年金保険料は控除するとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和40年11月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和40年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。復員後も同社に復職し、昭和49年に現在のB社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和19年6月1日、資格喪失日が20年4月1日となっており、申立期間について、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

一方、C県から提出された申立人に係る軍歴確認書により、昭和19年7月3日から20年11月1日までの期間において、申立人が陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、B社は、申立人に係る職歴の証明書により、昭和19年9月3日から20年9月17日までの期間において、「應召休職」であった旨回答している。

したがって、上記資格喪失日（昭和20年4月1日）は、申立人が陸軍に召集されていた期間内であるため、申立人が当該日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失したとは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第59条の2の規定により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社において再度被保険者資格を取得した日である昭和20年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年9月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から同年9月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年5月1日）の後の同年9月14日付けで、当初記録されていた同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、同年5月1日に遡って記録されており、かつ、申立人と同様の処理が、複数の従業員に対して行われていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は申立期間当時、法人事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、上記のような被保険者資格の喪失等の処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失日の処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められない。そのため、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、申立人から提出された同社が発行したと認められる社会保険資格喪失証明及び申立人の資格喪失日に関する供述から、平成10年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記処理前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年2月1日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年11月から49年1月までの標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から49年2月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同僚は昭和49年1月分の給与明細書を保持しており、同明細書には厚生年金保険料が控除されている記載があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年11月30日から49年1月31日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和44年1月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年11月30日に被保険者資格を喪失したことが記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月30日の後の49年3月8日付けで遡及して行われており、さらに、申立人以外に25人の従業員の被保険者資格喪失の処理も同日付けで遡及して行われていることが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本及び上述の申立人を含む従業員の被保険者資格喪失処理前の記録から、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認

められないことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録及び同社の従業員の供述から、昭和 49 年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 10 月の社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月 1 日から同年 2 月 15 日までの期間については、同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態等について供述が得られないことから、申立人が A 社に勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から同年 9 月までの期間、51 年 4 月から 52 年 7 月までの期間及び 53 年 12 月から 54 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から同年 9 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 7 月まで  
③ 昭和 53 年 12 月から 54 年 10 月まで

私は、会社を退職する度に区出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を同出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、退職する度に区出張所で国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していたと説明しているが、国民年金の加入手続きの時期、申立期間の保険料の納付金額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 6 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料はいずれも時効により納付することができない期間であるほか、申立期間は上記手帳記号番号が払い出された際に記録が追加されたものであり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年12月まで

私の母は、平成9年7月頃に私の国民年金保険料の納付記録を確認するため区役所に出向いた際、申立期間の保険料を納付してくれた。申立期間直前の2か月分の保険料は時効により納付することができなかったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の申立期間後の納付状況をみると、申立期間直後の平成8年1月及び同年2月の保険料は10年2月27日に、8年3月の保険料は10年4月1日に、8年4月の保険料は10年5月25日にそれぞれ過年度納付され、8年5月の保険料は時効期間経過後の10年7月22日に納付されたため同年8月5日に還付決議がなされ、8年6月から9年3月までの保険料は、10年4月に前納された平成10年度の保険料のうち厚生年金保険加入期間となった10年6月から11年3月までの分が充当され、及び9年4月から10年3月までの保険料は10年12月16日に過年度納付されているなど、10年2月から同年12月にかけて、保険料の納付を再開して集中的に納付を行っていることがオンライン記録から確認できる。

また、申立期間の保険料を納付したとする母親は、平成9年7月に申立期間直前の2か月の保険料は時効により納付できないと言われたので申立期間の保険料を納付したと説明しているが、納付をしたとする時点では、7年4月以降の28か月分の保険料が全て未納であり、申立期間の7か月分の保険料のみを納付したとするのは不自然であること、申立期間直後の保険料の納付が再開された10年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年1月までの期間及び49年6月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から48年1月まで  
② 昭和49年6月から56年3月まで

私の妻は、昭和58年4月に結婚した後、国民年金保険料を特例で10年間納付することができるという話を聞き、区役所で私の国民年金の加入手続をして、未納期間の保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、昭和58年4月の婚姻後に、区から保険料を10年間遡って納付することができるという通知が届いたので申立人の未納保険料をまとめて納付したと説明しているが、婚姻後の時点では特例納付制度は既に終了していたこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の58年6月に払い出され、当該払出時点で過年度納付が可能であった56年4月分まで遡って保険料が納付されており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年9月まで

私又は私の母は、私が20歳になった昭和46年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、その後、私又は母が申立期間の国民年金保険料を納付していた。婚姻後は、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付者及び納付額に関する記憶が曖昧である上、加入手続及び保険料の納付に関与したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年1月に払い出されていることが確認できるものの、申立人は、遡って保険料を納付した記憶が曖昧である上、当該払出時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年5月まで

私の母は、国民年金制度が発足した当時、実家で私の国民年金の加入手続きを行い、婚姻後も私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間のうち、昭和41年1月から42年6月までの期間については、母が保管していた国民年金の領収書が見つかったのに保険料が納付済みと認められなかった。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和41年1月から42年6月までの期間に係る保険料の領収書を提出しているものの、当該領収書には被保険者名及び国民年金手帳の記号番号の記載が無く、記載されている管理番号は、申立人の弟が申立期間同時に居住していた市の国民年金被保険者名簿に記載されている弟の管理番号と一致していることから、当該領収書は弟のものであると考えられる。

さらに、申立人には2つの手帳記号番号が払い出されており、最初の手帳記号番号では、申立期間より前の昭和38年11月9日に国民年金被保険者資格を喪失しており、2つ目の手帳記号番号では、申立期間直後の43年6月1日に資格取得していることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されないため、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市、町及び所轄社会保険事務所（当

時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年9月まで

私は、昭和49年の婚姻と同時に国民年金に加入して、年金手帳を交付された記憶があり、離婚に際して、話合いに立ち会った元夫の友人が、年金手帳は大事なものであるため、私に返却するように元夫に言ってくれたが、元夫はどこにあるか分からないと言ったことも覚えているので、申立期間の国民年金保険料は納付されていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続場所、申立期間の保険料の納付者、納付額、納付時期及び納付方法に関する記憶が曖昧である上、申立人の保険料を納付してくれていたかもしれないとする元夫から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和52年1月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月

私は、昭和 57 年 5 月の婚姻後、A 区役所で婚姻届及び住所変更届等の手続を行った際に、同区役所の職員から、「57 年 4 月は国民年金の第 1 号被保険者の手続が必要である。」と説明され、その場で申立期間に係る 1 か月分の国民年金保険料を納付したことを鮮明に覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 5 月の婚姻後、A 区役所で婚姻届及び住所変更届等の手続を行った際に、同区役所の職員から、『57 年 4 月は国民年金の第 1 号被保険者の手続が必要である。』と説明され、その場で申立期間に係る 1 か月分の国民年金保険料を納付したことを鮮明に覚えている。」と主張している。

しかしながら、「第 1 号被保険者」という名称は、新法施行以降に使用された名称であることから、申立人が加入手続を行った時期は、昭和 61 年 4 月以降であると考えられる。その上、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 61 年 9 月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無い。申立期間の保険料を納付した昭和 57 年 5 月頃は、年金手帳はなかった。」と述べており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 57 年 5 月の国民年金の資格喪失及び 61 年 4 月の第 3 号被保険者資格取得日の記録は、61 年 9 月 5 日に追加されていることが確認できることから、申立期間は、当該記録が追加される以前においては、

国民年金に加入していなかった期間であり、保険料を納付することはできなかった期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月から同年 5 月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付してくれたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として管理されていることが確認でき、また、申立人が所持する「国民年金保険料の納付窓口開設のご案内」及び「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」においても、申立期間は国民年金に加入していない期間として記載されていることが確認できる。これらのことから、申立期間の直前の期間に加入していた厚生年金保険から国民年金への切替手続きが適切に行われていなかったものと認められる。

また、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母は、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 49 年 3 月まで

私は、婚姻のため会社を退職した昭和 44 年 5 月頃にA区へ転居し、長男を出産後 1 年ぐらいたった昭和 46 年 4 月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口でそれまで未納であった期間の全ての国民年金保険料をまとめて納付した。また、まとめて納付した後の期間の私の保険料は、私が夫の保険料と一緒に定期的に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 4 月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口でそれまで未納であった期間の全ての国民年金保険料をまとめて納付した。また、まとめて納付した後の期間の私の保険料は、私が夫の保険料と一緒に定期的に納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及びA区の国民年金受付処理簿によれば、昭和 48 年 3 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人は、「現在所持している国民年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点以前に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月から 45 年 12 月までの期間の保険料は、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された 48 年 3 月頃の時点において、時効により納付することができない。その上、申立人は、「A区役所の窓口で保険料をまとめて納付した。」と述べているが、A区役所の国民年金の加入手続を行った窓口では過年度分の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、「婚姻後、夫の保険料は私が納付していた。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立期間のうち、申立人の手帳記号番号が払い出された後の

昭和48年4月から49年3月までの期間に係る申立人の夫の保険料は、未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、申立期間に係る保険料の納付期間、納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の国民年金保険料及び申立期間の②の付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私が家業を手伝い、20 歳になる昭和 48 年頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の①の国民年金保険料を私の両親の分と併せて一緒に納付してくれていた。また、申立期間の②の国民年金の付加保険料は、私が、口座振替により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人は、「私の母は、私が家業を手伝い、20 歳になる昭和 48 年頃に、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私の申立期間の①の国民年金保険料を私の両親の分と併せて一緒に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳払出一覧表及び A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 51 年 1 月 20 日以降に払い出されていることが確認でき、申立人が 20 歳になった 48 年頃に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間の①のうち昭和 48 年 9 月は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期並びに申立期間の①に係る保険料の納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の①に係る保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

2 申立期間の②について、申立人は、「申立期間の②の国民年金の付加保険料は、私が、口座振替により納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立期間の②の保険料のうち定額部分の国民年金保険料は、オンライン記録によれば、昭和 62 年 10 月 29 日に過年度納付されていることが確認でき、過年度納付の保険料は口座振替によって納付することができないことから、申立人の納付方法の主張に整合性が見られない。その上、国民年金の付加保険料は、制度上、過年度納付をすることができない。

さらに、申立人が口座振替により保険料を納付していたとする金融機関が保管する申立人の口座名義の預金元帳の記録を調査したが、申立期間の②に係る国民年金の定額保険料及び付加保険料が振り替えられた記録は無い。

加えて、申立人が申立期間の②の国民年金の付加保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料はない。

このほか、申立人が申立期間の②の国民年金の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①の国民年金保険料及び申立期間の②の国民年金の付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月まで  
③ 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をA区役所の窓口で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和47年2月20日に払い出されていることが確認でき、申立期間の①、②及び③の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

しかしながら、申立人が所持している4枚の領収証書のうち、3枚の領収証書によれば、申立人は、申立期間の①と②に挟まれた期間及び申立期間の②と③に挟まれた期間の保険料を現年度納付しているものの、領収印は全て銀行印であることが確認できることから、A区役所の窓口で納付していたとする申立人の主張に整合性がみられない。また、残りの1枚の領収証書によれば、申立期間の①の直前の昭和47年2月から49年1月までの期間の保険料は、第3回特例納付により、55年6月30日に納付されていることが確認できる上、申立人は、「申立期間の①、②及び③の保険料を後からまとめて全部納付した記憶は無い。」と述べていることから、申立期間の保険料が特例納付されたとも考えられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月から 14 年 9 月まで  
私は、自宅に届く納付書により、毎月、金融機関において申立期間の国民年金保険料を現年度納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自宅に届く納付書により、毎月、金融機関において申立期間の国民年金保険料を現年度納付してきた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、平成 16 年 8 月 11 日に納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書が作成された時点において、申立期間の一部の保険料が未納であったことが推認できる。

また、申立人が自宅に届いた納付書により、保険料を納付していたとする金融機関において、合計 11 回に及ぶ保険料収納の事務処理に過誤があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から 12 年 2 月まで

私は、平成元年頃から国民年金保険料を納付することができるようになり、12 年に免除申請を行うまで保険料を納付した。平成 11 年 10 月から 12 年 3 月までの期間の領収証書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況等については、オンライン記録によると、納付を開始した平成元年 4 月から申立期間前の 9 年 9 月までの期間は、3 か月から 1 年分をまとめて数か月遅れで納付されており、9 年 10 月から申立期間直前の 10 年 3 月までの期間の保険料は申立期間中の 11 年 1 月に過年度納付され、申立期間直後の 12 年 3 月から 13 年 2 月までの期間は申請免除が行われていることがそれぞれ確認できる。

また、申立人は、申立期間のうちの平成 11 年 10 月から 12 年 3 月までの期間の領収証書を提出しているが、当該領収証書は国民健康保険料の領収証書であり、これをもって国民年金保険料を納付していたとは認められない。

さらに、オンライン記録によれば、平成 13 年 9 月 6 日に申立人に対して納付書が作成されていることから、当該納付書の作成時点において、申立期間のうちの 11 年 8 月から 12 年 2 月までの期間の保険料が納付されていなかったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 2 月まで

私の母は、時期は分からないが、私の国民年金の加入手続きを行い、私が 20 歳になる昭和 42 年\*月から就職する直前の昭和 47 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれた。母が自身の保険料を納付して、私の保険料を納付しないはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の手帳記号番号払出簿によれば、昭和 47 年 11 月から 48 年 1 月までの間に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち 42 年 4 月から 45 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間のうち昭和 42 年 4 月から 44 年 8 月までの期間において国民年金の未加入期間があり、保険料を納付していない。

加えて、申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする母は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入手続きの状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から51年6月まで

私は、20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、以後の国民年金保険料を納付してきた。ただし、保険料は定期的に納付してきたか、遡って一括で納付したかは定かでない。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳になった昭和47年\*月頃に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は53年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年8月は第3回特例納付実施期間内であるものの、申立人は、遡って納付したとする保険料額及び納付したとする期間に関する記憶が曖昧であるほか、保険料を遡って納付したのは一度であると説明しており、申立期間後の51年7月から53年3月までの保険料は上記の手帳記号番号の払出時点で遡って納付したものと推認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで  
② 昭和61年4月から62年3月まで

私の母は、私が専門学校に通っていた20歳のときに、私の国民年金の加入手続きをしてくれ、私の父が国民年金に加入している両親の分も含めて、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする母親は、申立人が20歳となった昭和60年\*月頃に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年9月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳には「被保険者でなくなった日」が昭和61年4月1日と記載され、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその母親は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から54年2月まで

私は、昭和53年2月頃に、区出張所で国民年金の加入手続きをし、それまでの未加入期間の国民年金保険料を納付するよう勧められ、約40万円を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和54年3月時点は第3回特例納付の実施期間であるものの、申立人が納付したと記憶する約40万円の金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付及び過年度納付で納付した場合の保険料額と大きく相違するほか、申立期間は、昭和33年12月に婚姻した申立人の夫が共済組合に加入していた期間であることから、申立期間は全て国民年金の任意加入期間の未加入期間であるため、特例納付により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 63 年 9 月まで  
私は、A区に居住していた昭和 63 年 9 月頃から平成元年 6 月頃までの期間において、それまで納付していなかった申立期間に係る 10 年分の国民年金保険料として約 100 万円を、A区の郵便局で数回に分けて遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A区に居住していた昭和 63 年 9 月頃から平成元年 6 月頃までの期間当時において、それまで納付していなかった申立期間に係る 10 年分の国民年金保険料として約 100 万円を遡って納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及び申立人がA区に居住する直前に居住していたB区の国民年金被保険者名簿索引票によると、昭和 58 年 7 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間当時において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうちの昭和 53 年 9 月から 56 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が保険料を納付したとするA区に居住していた昭和 63 年 9 月頃から平成元年 6 月頃までの期間において、特例納付は実施されておらず、申立期間は、特例納付制度により、遡って保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額は、申立期間の保険料の合計額と大きく相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当

たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から平成元年11月まで  
私は、昭和56年3月に再就職した会社が厚生年金保険適用事業所ではなく、これまで母や兄からは将来のことを考えて国民年金に加入するように勧められていたことから、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続場所及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である上、申立人が加入当初に納付していたとする金額は、当時の保険料額と大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年10月から同年12月までの間に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の元年12月から3年3月までの保険料を4年1月に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成2年11月、同年12月及び3年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年12月から平成元年3月まで  
② 平成2年11月及び同年12月  
③ 平成3年3月

私の母は、私が20歳になった昭和59年\*月に、私の国民年金の加入手続を行い、私が平成元年4月に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。2年11月に退職した後は、私が国民年金の加入手続を行い、付加保険料を併せて保険料を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、加入手続を行った記憶があると説明するものの、当該期間中に申立人の年金手帳を受け取った記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、退職後の平成3年1月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が元年4月1日と記載されていることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、当該期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、オンライン

記録によると、申立人の付加保険料納付の申出日は平成3年1月16日であることが確認でき、付加保険料は、申出を行った日の属する月以後の各月について納付することができるかとされているため、制度上、当該期間の付加保険料を納付することはできない。

また、申立期間③については、オンライン記録によると、当該期間の保険料の収納年月日欄に、過年度納付を示す「A現自」の記録があることから、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、付加保険料は、制度上、過年度納付することができないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成元年 8 月まで  
私は、申立期間に国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間は国民年金の加入期間とされており、納付書が発行されていれば国民年金保険料を必ず納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 10 月に、申立人に対して過年度保険料の納付書が発行されており、申立期間直後の元年 9 月から 2 年 3 月までの納付済期間に係る納付記録には、過年度納付を示す「A現自」の記載が確認できることから、申立人は当該払出時点で過年度納付可能な期間の保険料を遡って納付したものと考えられる上、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和25年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年12月から50年9月まで  
私が大学受験で体調を崩したとき、両親が心配して国民年金に加入して国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入及び保険料を納付したとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和45年頃に両親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年11月に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な50年10月から52年3月までの期間の保険料を納付しているものの、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する国民年金手帳以外に年金手帳を所持したことはないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から49年8月まで

私は、昭和45年3月に会社を退職した後、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度、納付金額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が申立期間に居住していた区においては、保険料の収納方式が昭和45年7月に印紙検認方式から納付書方式に変更されているが申立人は収納方式の変更についての記憶は無いとしている。

また、申立人の特殊台帳には昭和44年度3月欄に「再」の印が押してあり、国民年金の再加入手続が行われていたことは確認できるが、申立期間の保険料記録欄は空白となっているほか、申立人の妻は申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年3月まで

私は、国民年金加入時に、区役所の担当者から20歳になったときまで遡って国民年金保険料を納付できると説明を受け、一括して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所及び納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は20歳からの未納分の保険料として約20万円の保険料を一括で納付したと説明しているが、その金額は未納分の保険料を一括納付した場合の保険料額と大きく相違しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年2月に払い出されており、申立人は当該払出時点で過年度納付が可能な50年4月から51年3月までの期間の保険料を納付しているものの、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月まで

私の母は、私が 24 歳の昭和 52 年頃に、私と私の弟の国民年金の加入手続を一緒に行い、その際、私と弟の国民年金保険料を遡って一緒に納付した。母が保険料を遡って納付した弟の納付記録は、20 歳のときから納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及びA区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の弟の手帳記号番号と 43 番違いで、昭和 54 年 5 月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人の母が申立人とその弟の国民年金の加入手続を行ったことは同記録と符合するものの、加入手続の時期に係る主張が相違する。

また、前述の手帳記号番号の払出しの時点が昭和 54 年 5 月頃とすると、当該手帳記号番号の時点は、第 3 回特例納付の実施期間であり、特例納付が可能である。しかし、申立人の母が、申立人及びその弟の国民年金保険料をまとめて納付したとする金額は、第 3 回特例納付により申立人及びその弟の保険料を納付した場合の金額と大きく相違し、むしろ、申立人及びその弟の保険料を 2 年間遡って納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の母が申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の弟の保険料は、申立期間のうちの昭和 51 年 12 月から 52 年 3 月までの期間が未納となっている。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月から 50 年 2 月まで  
② 昭和 50 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 46 年頃、A 区で国民年金の加入手続を行い、住居の近くの郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 46 年頃、A 区で国民年金の加入手続を行い、住居の近くの郵便局で国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、B 区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 56 年 6 月 22 日に B 区で払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳が最初の手帳であり、ほかに国民年金の手帳は無かった。」と述べている上、申立人の所持する年金手帳には、発行時の住所として申立人が昭和 52 年 5 月以降に居住していた B 区の住所が記載されており、申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①及び申立期間の②のうちの昭和 50 年 10 月から 54 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間②のうちの昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の保険料は、過年度納付が可能であるものの、申立人は、「加入時点において遡って過年度保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。

また、オンライン記録によれば、申立期間の①と②に挟まれた期間である昭和 50 年 3 月から同年 9 月までの期間において、申立人が厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人は、「この厚生年金保険に加入するに当たっての国民年金の資格を喪失した記憶は無く、国民年金に再加入するための手続を行った記憶も無い。」と述べており、申立期間当時において、申立人が国民年金に加入済みであったことをうかがわ

せる事情は見られないことから、申立人の手帳記号番号の払出しの際、国民年金の加入資格を遡って記録されたものと考えられる。

なお、申立人の所持する年金手帳には、付加年金の申出日を示す「附加申出 56.6.13 B」の記載があることから、B区で付加年金の手続を行ったことが確認できる上、付加年金の申出日と前述の申立人の手帳記号番号の払出しの時期とが符合している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 7 月から 11 年 10 月まで  
② 平成 11 年 12 月

私の母は、送られてきた納付書により、私の申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①及び②は、オンライン記録によると、国民年金に加入しておらず、未加入期間として管理されている。また、同記録によると、申立人に対して、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の手帳記号番号をもとに基礎年金番号が付番されているものの、申立期間①及び②当時において、申立人の国民年金の被保険者資格の取得及び喪失手続が行われたことを確認することができない。これらのことから、申立期間の①及び②は、当該期間当時において、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、同記録によると、作成時点において国民年金に加入していないことを示す「未適用者一覧表（最終）」が、申立期間の①については平成 12 年 8 月 21 日に、申立期間の②については 13 年 8 月 23 日にそれぞれ作成されていることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、また、申立人は、申立期間の①及び②の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする申立人の母から、申立人の希望により、当時の納付状況等を確認することができない。

なお、申立人の申立期間の①及び②に係る保険料を納付したとする申立人の母の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については、オンライン記録によると、申立期間の①以前において厚生年金保険の加入期間に挟まれた期間が国民年金に加入しておらず、

申立期間の②の後の期間において、保険料を納付していない期間が確認できる。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から63年2月まで  
私は、両親に勧められて国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年6月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年3月まで  
私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとする申立人の母親は、加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和61年11月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の母親は、保険料を遡って納付した記憶が曖昧であること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳の頃に国民年金の加入手続を行ってくれて、結婚前までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人が 20 歳になった頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の平成 3 年 4 月頃に払い出されている。

また、当該手帳記号番号払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の母親は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年9月まで

私は、大学を卒業して自営業を手伝っていた頃に、父から国民年金の加入を勧められ、今なら過去の未納となっている国民年金保険料を遡って納付できると聞き、郵便局から一括納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年12月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付することが可能であったが、申立人が国民年金加入時に遡って一括納付したとする保険料の額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額に大きく不足していること、申立人は、当該払出時点で過年度納付可能な51年10月以降の保険料を遡って納付していることがオンライン記録で確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで  
② 昭和47年10月から同年12月まで

私は、申立期間①は、私が当時勤めていた事業所の事業主が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、私は、申立期間②の期間の保険料を納付したときの領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及び当該期間当時に申立人が勤務していた事業所の事業主が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、当該期間の保険料を納付してくれたのではないかと説明する事業主から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人は、事業主や当時の同僚の氏名は分からないと説明しており、事業主等の納付状況を確認できないため、当時の状況が不明である。

申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料を第2回特例納付により昭和50年6月30日に遡って納付した領収証書を所持しているものの、50年9月12日作成の附則18条納付者リストによると、当該期間の保険料は当該納付時点で未納であった46年4月から同年6月までの3か月分の保険料に遡って充当されていることが確認でき、特例納付は、国民年金法附則第18条の第3項において、「さきに経過した月の分から順次行うもの」とされているため、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見られないことなど、申立人及び事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年10月まで

私の父は、昭和44年12月に私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。父が保険料を納付していた弟の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の姉3人は婚姻するまでの期間が国民年金に未加入であり、申立人の弟は申立期間のうち、20歳になった昭和46年\*月から47年3月までの期間が未加入となっている上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の53年11月に払い出されており、当該払出時点は、第3回特例納付実施期間であったものの、申立人は遡って保険料を納付した覚えはないと説明しているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職し、昭和 53 年 7 月に、実家の所在地の市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法、納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時、実家のある市の市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと説明するものの、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 53 年 10 月 24 日に転居先の市で国民年金に任意加入していることが確認でき、転居先の市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳においても、当該任意加入日が最初の被保険者資格の取得日として記載されている。

さらに、オンライン記録によると、昭和 61 年 6 月 10 日に、最初の被保険者資格の取得日が 53 年 10 月 24 日から同年 7 月 1 日に記録訂正されていることから、申立期間は、当該記録訂正時点まで未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であった上、当該記録訂正により申立期間は未納期間となったものの、当該記録訂正時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人の実家がある市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、62年4月から同年9月までの期間及び平成元年4月から9年3月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年9月から54年9月まで  
② 昭和62年4月から同年9月まで  
③ 平成元年4月から9年3月まで

私は、昭和53年に離婚して実家のある市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を郵便局で納付していた。その後、二人の子供の養育費が負担となり、57年4月からは保険料の免除申請を行っていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていること、及び申立期間②及び③の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和56年8月頃に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、初めて被保険者となった日は同年8月21日とされていることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、保険料を1枚の納付書により郵便局で一括納付した記憶があると説明しているが、納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく異なるなど、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた市、現在居住する市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間①当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間②については、昭和62年7月に免除申請を行ったと説明しているが、オンライン記録によると、申立人は同年12月28日に免除申請を行っていることが確認でき、当該申請時点では、免除申請のあった日の属する月前における直近の基準月である同年10月から、当該年度末の63年3月までの保険料の免除しかできないため、申立期間②の保険料を免除することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間③については、申立人が直前の昭和63年度の保険料を昭和63年7月11日に免除申請していることは確認できるものの、その後に免除申請を行った記録は無く、申立期間③の保険料の免除に関しては8回の免除申請手続を行う必要があり、国民年金手帳の記号番号が特定されている状況下で、近接した期間にこれだけの回数の事務処理を行政が誤ることも考えにくいなど、申立人が当該期間②及び③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付しており、申立期間②及び③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月

私は、会社を退職した昭和60年12月に、国民年金の加入手続を行い、再就職するまでの1か月分の国民年金保険料を区役所出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成5年1月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、加入時に別の年金手帳を交付された記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から46年12月まで  
私の父は、私が20歳になったときから結婚して実家を出るまで、事業団を通じて私の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、夫の父が同様に事業団を通じて、夫の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする父親及び義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人及びその義姉は、昭和46年12月に国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されており、保険料の納付を委託していた事業団の国民年金被保険者台帳領収書発行簿及び国民年金記号番号簿によると、二人とも保険料の徴収開始年月が申立期間直後の47年1月となっており、申立期間の保険料はいずれも未納である上、当該払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親及び義父が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年3月まで  
私は、事業所を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、退職時に共済組合から受け取った一時金を持参して、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を遡って一括納付したとする昭和50年6月頃及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年8月時点は、第2回特例納付の実施期間ではあったものの、申立人が一括納付したとする金額は、当該納付時点及び当該払出時点で、申立期間のうち、特例納付及び過年度納付することが可能な期間の保険料を一括納付した場合の保険料額と大きく異なる上、申立人が保険料を納付したとする区役所では、特例納付及び過年度納付に係る保険料の収納業務は行っていない。

また、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち一部の保険料については、特例納付及び過年度納付によっても納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、結婚と同時に国民年金の加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、結婚した昭和45年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の47年6月に払い出されており、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者台帳には申立人の手帳発行日が47年6月15日と記載されていること、当該払出時点で、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人の夫は、保険料を遡って納付したことは無いとしていること、申立人は、現在、国民年金手帳を所持していないが、無くした手帳は1冊であるとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月  
② 昭和58年4月から60年3月まで

私は、国民年金に加入後、引き続き国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間を含む昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年1月31日に納付した領収証書を所持しているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、同年3月9日に任意加入被保険者資格を喪失したことが記載されており、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、当該期間の保険料は同年6月25日に還付されていることが所轄社会保険事務所（当時）の還付整理簿で確認でき、当該還付整理簿には、還付理由として「任意喪失 58.3」と記載されており、その他の還付金額、還付期間、還付決定日及び還付支払日等の記載内容にも不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の所持する年金手帳には、上記任意加入被保険者資格を喪失した後の資格取得日が申立期間後の昭和60年4月1日と記載されており、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで  
私の妻は、結婚後に私の国民年金の加入手続をしてくれ、結婚前の国民年金保険料を一括して遡って納付し、その後は、自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和60年7月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち58年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録から、60年8月5日に過年度保険料に係る納付書が発行され、申立期間直後の58年7月から59年3月までの保険料は過年度納付されたことが確認できるが、当該納付書の発行時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の妻は、申立人が現在所持する年金手帳のほかにも手帳を所持したことは無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年9月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が秘書をしていた頃から結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が任意加入したことにより昭和61年1月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から同年 11 月まで

私は、会社を退職した後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の納付した保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 63 年 2 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から47年3月まで

私は、昭和47年4月に区の出張所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、その際に、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き時に納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和47年4月に区の出張所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、48年4月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち45年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間のうち46年1月から47年3月までの期間の保険料は過年度保険料となり、申立人が当時居住していた区では、出張所の窓口では過年度保険料を収納できなかったとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年5月まで

私は、申立期間当時、国民年金の再加入手続を行っていなかったが、昭和51年1月に結婚した後、区の出張所で再加入手続を行い、遡って申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が一括して納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく相違していること、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間が被保険者期間であった記載は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで  
私の母は、私が大学生だった平成3年4月頃に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立期間当時に申立人の国民年金手帳を受領した記憶が無いとしており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月以降の保険料は基礎年金番号により納付されていること、母親が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額と大きく相違していること、母親が保険料を一緒に納付していたとする申立人の妹も、20歳以降の学生の期間は未納であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 12 月まで  
私の妻は、私の国民年金の加入手続をし、2 年分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする妻は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、妻が申立人の国民年金の加入手続を行い 2 年分の保険料を遡って納付してくれたと説明しているが、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、昭和 63 年 1 月頃に連番で払い出されており、申立期間直後の 61 年 1 月から 63 年 3 月までの保険料は、63 年 2 月に過年度納付及び現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるものの、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の妻は、申立人が現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、区役所の広報により主婦も国民年金に加入できることを知り、昭和35年か36年頃に加入手続を行い、36年4月から国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和36年4月の保険料納付開始当初から2、3年間、毎月自宅に来ていた集金人に印紙検認により保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では集金人制度は昭和37年度から開始されており、36年度の1年間は実施されておらず、また、当該区では36年4月から45年3月まで印紙検認による納付が実施されており、申立人の記憶する2、3年間と期間が相違するなど、保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和35年か36年頃に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年12月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち38年9月以前は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になった昭和 62 年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親は加入手続の時期及び場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であり、当時は 20 歳以上の大学生は国民年金の任意加入被保険者とされており、オンライン記録では、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されているほか、申立人は別の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から59年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年6月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年9月までの期間及び3年1月から5年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月から平成2年9月まで  
② 平成3年1月から5年7月まで

私は、昭和62年3月に友人と会社を立ち上げ、友人が社長、私が専務となって会社を運営していた。会社を立ち上げた際、区出張所で国民年金の加入手続を行ったが、区役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、会社の経理担当者にその納付書を渡し、その後は保険料を給与から毎月天引きしてもらい、会社を経由して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社の経理担当者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする会社の経理担当者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、会社の経理担当者に保険料の納付書を渡し、その保険料は給与から天引きしてもらい、会社を経由して納付していたと説明しているが、社長をしていた友人は、会社は厚生年金保険及び健康保険には加入しておらず、従業員には各自で国民年金及び国民健康保険に加入して保険料を納付するように依頼し、自身の保険料は妻が納付していたと説明しており、友人の平成元年度から6年度までの保険料は前納されていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人が当時居住していた区は、一部の例外を除き、保険料の納付書を被保険者が勤務する会社へ送付することは無いと説明しているなど、申立人が勤務していた会社の経理担当者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 15740 (事案 2536 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年2月1日から41年1月1日まで  
② 昭和41年2月1日から42年8月1日まで

第三者委員会に申し立てたが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との通知を受け取った。

しかし、脱退手当金を受給しておらず、年金事務所で資料を確認したが、明確な資料は無く、納得ができないので、改めて審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年12月15日に支給決定されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給しておらず、年金事務所で資料を確認したが、明確な資料は無く、納得できないと再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせん」に当たっての基本方針(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される

場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の性別が異なっていたものの、その後に勤務したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、A社及びB社での標準報酬月額で計算された支給額に誤りが無いこと、年金事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の支給額、被保険者期間、支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月16日から35年4月1日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年9月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月30日から39年10月末頃まで  
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び同社B工場に勤務していた複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の元代表取締役は、「当社は既に解散しており、同社B工場に勤務していた従業員の厚生年金保険の加入については、工場長に任せていたので分からない。工場長は既に死亡しており、資料も無いことから申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。」と供述している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所原票によると、厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年7月1日に資格を取得した従業員は110人おり、申立人と同様の被保険者期間である従業員が複数人確認できるが、厚生年金保険の取扱いについて具体的な供述が得られず、ほかの従業員からも供述が得られないことから、申立期間における厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和36年9月から47年3月までの期間（昭和37年7月は還付）、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から同年12月1日まで  
A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。源泉徴収票等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月及び同年11月の標準報酬月額が5万2,000円と記録されていることについて、当該期間の前後の標準報酬月額が6万円と記録されていることから、この期間だけ低く記録されているのは疑問があるとしている。

しかし、申立人から提出のあった昭和42年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の金額とほぼ符合しており、また、同年10月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間当時、当該年の5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められている。

申立人の場合、昭和42年9月までの標準報酬月額6万円の標準報酬月額等級表の範囲は、5万8,000円以上6万2,000円未満であり、同年10月の定時決定による標準報酬月額5万2,000円の標準報酬月額等級表の範囲は、5万円以上5万4,000円未満とされているところ、A社は、「申立期間に係る賃金台帳及び源泉徴収簿等の資料が無く、給与支払額及び厚生年金保険料を確認することはできないが、申立人の人事記録による

給与表から判断すると、当該期間の標準報酬月額は妥当なものと考えられる。」と回答しており、申立人の標準報酬月額の算定基礎となる期間である同年5月から同年7月までの平均給与月額が5万円以上5万4,000円未満となることは十分に考えられ、その結果、従前の標準報酬月額より減額となっても不自然とは言えない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、標準報酬月額を遡って訂正されるなどの不自然な形跡等は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月22日から6年10月1日まで  
② 平成9年9月から15年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①の期間及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されている。両社では、毎月50万円から60万円程度の給与が支給されていたと記憶しているので、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人は当該期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いと主張している。

しかし、A社の事務担当者は、申立期間①に係る当時の資料が残っていないため、申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額は不明である旨供述しており、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は「同じ派遣先で勤務していた同僚はいなかった。」と供述しているため、同じ派遣先ではないが、A社において申立期間①に厚生年金保険の被保険者期間がある従業員6人に照会したが、厚生年金保険料の控除に関する資料を得ることはできなかった。

一方、申立期間①当時、資格取得時の標準報酬月額は、資格取得時における報酬月額を標準報酬月額の等級区分に当てはめて決定（以下「資格取得時決定」という。）し、その年の9月（資格取得日が7月1日から12月31日までの場合は、翌年の9月）まで適用され、資格取得時決定後の標準報酬月額は毎年5月、6月及び7月の3か月間に支払われた報酬（非固定的賃金（時間外手当等）を含む。）の総額を3で除した額を標準報酬月額の等級区分に当てはめて決定（以下「定時決定」という。）し、原則として、その年の10月から翌年9月までの間に適用される。

これによれば、資格取得時決定又は定時決定により標準報酬月額が決定された後、非固定的賃金等の変動により報酬月額が増減すれば、その分報酬月額と標準報酬月額は乖離（かいり）することになる。

また、A社において申立人と同様に役員付の派遣運転手であった従業員は、同じ派遣先であっても残業時間の増減があり給与の変動があった旨供述している。

2 申立期間②については、申立人は当該期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いと主張している。

しかし、B社から提出された平成11年7月から15年12月までの賃金台帳では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、平成14年から15年までの賃金台帳の給与賞与等計及び社会保険料控除額と、渋谷区役所に保存されていた14年分及び15年分の課税証明書の収入金額及び社会保険料控除額はそれぞれ一致している。

さらに、B社において申立人と同様に役員付の派遣運転手であった従業員が保管していた給与支給明細書のうち、申立期間②に係る給与支給明細書と当該従業員のオンライン記録を比較したところ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、B社において申立期間②当時、社会保険の事務担当者であった従業員は、同社が実際の給与より低い額を報酬月額として届けたことは無かったと回答している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年から25年まで  
② 昭和25年から26年まで  
③ 昭和26年から27年5月まで

A社に勤務した申立期間①、B社C工場に勤務した申立期間②及びD社（現在は、E社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各社に勤務していたことは確かなので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶しているA社の事業主名と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された事業主名が一致していること、及び同社に関する申立人の記憶から、勤務期間を特定することはできないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社の被保険者は昭和20年8月20日付けで全員資格喪失し、その後同社において被保険者資格を取得したものは見当たらず、同名簿には、申立人が記憶する同僚5人の氏名も見当たらない。

また、厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人のA社での加入記録は見当たらない。

さらに、A社は既に解散し、事業主及び申立人が記憶する同僚とは連絡が取れず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が記憶している同僚の一人は、「正確な入社時期及び退職時期については不明であるが、申立人と同時期にB社C工場に入社し、同社を退職後、申立人と同時期にD社に転職した。」と供述していることから、勤務期間を特定することはできないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が記憶している同僚6人のうち5人の氏名は見当たらず、残りの同僚一人については、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で加入記録を確認できるが、当該加入記録は申立期間②より前の期間であり、申立期間②については同社での加入記録は見当たらない。

さらに、同僚6人のうち連絡の取れた同僚二人は、申立期間②当時の給与明細書等を保有しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社の人事担当者及びF社（昭和40年7月25日にB社C工場を買収、平成18年6月\*日に解散）の当時の社会保険担当者は、「申立期間②当時の賃金台帳等の資料を保存しておらず、厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③については、一緒に転職したとする同僚の上記供述により、D社に係る勤務期間を特定することはできないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年10月1日であり、申立期間③は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚二人は、申立期間③当時の給与明細書等を保有しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社の事業主は、申立期間③当時の賃金台帳等を保存しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 平成 13 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が遡及して下げられていると年金事務所から連絡を受けたので、どうしてそのようなになったのか調査してほしい。また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間も勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 11 月 1 日）の後の平成 13 年 11 月 8 日付けで 22 万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

申立期間当時の標準報酬月額は、毎年 5 月、6 月及び 7 月の 3 か月間に支払われた報酬（非固定的賃金（時間外手当等）を含む。）の総額を 3 で除した額を標準報酬月額の等級区分に当てはめて決定（以下「定時決定」という。）し、原則として、その年の 10 月から翌年 9 月までの間に適用される。しかし、固定的賃金の変動により、報酬の額に著しい変動があった場合は、変動月以降継続した 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額の等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に 2 等級以上の差が生じた場合は、固定的賃金の変動があった月から 4 か月目に改定（以下「随時改定」という。）が行われ、次の定時決定が行われるまでの間に適用される。

申立人及びA社から提出された給与支給明細書では、平成 13 年 7 月に固定的賃金

の変動が確認でき、同社から提出された同年 10 月の随時改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書では、同年 11 月に届出（同年 11 月 8 日付け社会保険事務所（当時）の受付印有り）が行われ、当該改定対象月となる同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月間の平均報酬月額が 22 万 6,225 円、標準報酬月額が 22 万円と記載されていることが確認できる。

また、申立人及び A 社から提出された平成 13 年 7 月から同年 9 月までの給与支給明細書の各月の総支給金額は、上記改定通知書に記載された各月の報酬月額と一致していることから、当該遡及訂正は事実即しと考えるのが相当である。

さらに、A 社の元事業主は、同社の給与は末締め翌月 10 日払い、厚生年金保険料は翌月控除であると回答しており、申立人及び同社から提出された平成 13 年 11 月分の給与支給明細書では、訂正後の 22 万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②に A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は平成 13 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は平成 13 年 11 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A 社の元事業主は、同社は、営業不振のため、平成 13 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、健康保険は全員任意継続に切り替え、年金は国民年金に加入させたと回答しており、申立人及び同社から提出された同年 12 月分の給与支給明細書では、申立期間②の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、B 健康保険組合の記録によると、申立人は、健康保険の任意継続被保険者の資格を平成 13 年 11 月 1 日付けで取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連書料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで  
A社本店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間のうち昭和 21 年 11 月 30 日は土曜日で、同年 12 月 1 日は日曜日のため申立期間の記録が欠落したのではと考えられるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社本店に勤務した期間のうち、昭和 21 年 11 月 30 日は土曜日で、同年 12 月 1 日は日曜日のため申立期間の記録が欠落したのではないかと申し立てている。

しかし、申立人のA社本店における離職日は、同社から提出された履歴原簿によると、「昭和 21 年 11 月 28 日、依願書記ヲ免ス」と記載されていることが確認できる。

また、A社本店の社会保険担当者は、「本人の依願による退職なので退職日は月末とは限らず、履歴原簿に記載の退職日どおりとなる。」旨供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務を確認することができない。

さらに、A社本店は「申立人の申立期間に係る保険料の控除は行わなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 15763 (事案 2645 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月18日から59年3月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由で、記録の訂正は必要ないとの通知を受けた。今回新たに、同僚の氏名及び住所を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和47年1月18日から59年7月17日まで)に係る申立てについては、A社の複数の元従業員に照会したが申立人を記憶している者がいないこと、同社の事業所別被保険者名簿には被保険者番号に欠番が無く、記載に不自然さは見られないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができないとの当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成21年7月8日付けの通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社における同僚2名の氏名及び住所を思い出したこと、及びそのうちの一人から雇用保険と厚生年金保険はセットで加入しているはずであると聞いたことから、雇用保険に加入していた同社での申立期間について再度調査してほしいとして申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和59年2月12日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年2月12日から同年3月20日までは適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、A社は既に解散し、当時の事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金

保険の加入状況や保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が新たに思い出したとする同僚2名に照会したところ、回答のあった1名は、A社を申立期間より前の昭和43年に退社したので、申立期間における申立人の勤務状況等については不明であると供述しており、残る1名は回答が無いことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から平成 12 年 2 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、海外勤務であった申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、海外勤務に伴う手当が十分反映されていないと思われるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、海外勤務であった申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、海外勤務に伴う諸手当が十分に反映されたものとはなっていないと主張している。

しかしながら、A社の人事担当者は、申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人に係る申立期間における標準報酬月額の社会保険事務所（当時）への届出、申立期間の保険料控除及び保険料の納付については不明であるが、申立期間当時、海外転勤に伴って支給された海外関連手当は社会保険の標準報酬月額算定の基礎となる報酬額には算入していなかったと供述している。

また、A社から提出された平成 10 年度に海外勤務であったとする従業員に係る賃金台帳によると、海外責任者手当を除いた海外関連手当は社会保険の標準報酬月額算定の基礎となる報酬額として算入されておらず、これにより決定された標準報酬月額に基づき厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

なお、A社より提出された平成 10 年当時の就業規則には、海外転勤者に支給される海外責任者手当のほか各種の手当が記載されているが、同社の人事担当者は、当該就業規則にある海外関連手当の内容は申立期間当時から大きく改訂されていないと供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低くなっている。当時は営業成績が良く、標準報酬月額を減額された事実は無く、実際の標準報酬月額はもっと高かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社では、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料の給与からの控除額について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間及び申立期間の前後の期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格の取得が確認できる元同僚及び元従業員 39 人に当時の同社における標準報酬月額の決定方法について照会したが、4 人は基本給のみで決定していたと回答し、5 人は基本給と歩合給の合計額で決定していたと回答し、12 人は不明であると回答していることから、標準報酬月額の決定方法について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における申立期間に係る資格取得、定時決定、随時改定の処理に不自然さは無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の標準報酬月額は現在の記録より高かったと主張しているところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月1日から63年11月26日まで  
年金事務所からの連絡により、A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和63年11月26日より後の平成元年3月7日付けで申立人の申立期間の標準報酬月額は、47万円から8万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時及び上記標準報酬月額の減額訂正が行われた時期において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額の下げについて社会保険事務所（当時）の職員から説明を受けたことが無いと主張しているが、A社の元役員及び複数の従業員は、「経理関係は申立人とその妻が行っていた。代表者印も申立人が管理していた。」旨供述している。さらに、申立人自身、「申立期間当時に社会保険料の未納があり、平成元年3月に自ら社会保険事務所に未納保険料を納めた。」旨供述しており、当該時期に上記標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることから判断すると、申立人が上記標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 4 月 29 日まで  
年金事務所から連絡があり、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より少ないことが分かった。同社では自分が代表取締役であったが、このような届出を行ったことはなく、当時の給与明細書及び確定申告書の控えを提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 4 月 29 日より後の同年 5 月 22 日付けで、申立人の標準報酬月額は、10 年 7 月から 12 年 2 月までの期間については 59 万円から 15 万円に、同年 3 月については 59 万円から 30 万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成 10 年 9 月分の給与明細書によると、上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認でき、10 年から 12 年分までの確定申告書の控えからも、上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが推認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時及び上記減額訂正処理の時期において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は総務担当者が社会保険事務を行っていたと主張しているが、複数の従業員は、「代表者印の管理は、申立人か申立人の妻が行っており、社会保険事務の権限は申立人にあった。また、申立期間当時、A社の経営状態は厳しかった。」旨供述していることから、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正に関与していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで  
② 平成 20 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社B事業所に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の加入記録が無い。各申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した平成 21 年 9 月 3 日付けA社発行の就業証明によると、申立人は、同社に昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 31 日まで就業したと記載されているが、このことについて同社は、「就業証明は、単に申立人が言ったことをそのとおりに記載したものであり、人事記録等根拠があって記載したものではない。当時の人事記録や賃金台帳等は保管していないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述している。

また、同僚、元代表者及び元従業員の供述からは、申立人の入社時期について特定することができない上、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 52 年 3 月 1 日であり、オンライン記録と合致していることが確認できる。

さらに、A社は、「昭和 51 年 10 月 27 日に社会保険事務所（当時）が実施した『健康保険厚生年金保険日雇労働者健康保険の総合調査』において、賃金台帳、労働者名簿及び出勤簿等を提出し、調査を受けたので、当時の社会保険の記録に誤りは無いと思われる。」旨供述している。

申立期間②については、給与担当者の供述から判断すると、申立人が、当該期間中、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記給与担当者を含む複数の従業員は、「同社では給与が未払であった期間があり、申立人の当該期間に係る給与からの保険料控除については分からない。」旨供

述している。

さらに、年金事務所から提出されたC社が届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は平成20年4月10日に、申立人を含め5人の従業員の被保険者資格を同年2月29日付けで喪失させたことが確認できる。

なお、C社の現在の所在地を特定することができず、代表者から照会に対する回答を得られないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。日誌により、同社に昭和 57 年 10 月 21 日から勤務していたことが分かるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した日誌から、申立人は、昭和 57 年 10 月 21 日に A 社に入社したことはうかがえる。

しかし、A 社の当時の経理担当者は、申立人を記憶しているものの勤務時期は覚えておらず、また、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員は申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和 57 年 12 月 1 日であり、当該記録はオンライン記録と合致しているところ、複数の従業員においても、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は合致していることが確認できる。

なお、B 社は、当時の資料は保存していないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで

A社B工場及びC社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社B工場では、期間従業員として、1年ごとの更新ではあったが継続して勤務し、給与も切れ目無く支給されていた。また、C社退職後はすぐに次の会社に転職したと記憶しており、それぞれの期間に在籍していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社B工場に勤務していたと申し立てているが、同社は、当該期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない旨回答している。

また、申立人は、A社において一緒に勤務していた同僚について、姓のみを記憶していることから、これらの者を特定することができず、申立人の当該期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人と同様に期間従業員として勤務していた従業員は、「契約期間は半年又は1年で、契約期間が終了すると勤務日数に応じて退職金が支払われ、数日から1週間くらいのお休みを取る人が多かった。自分の記録にも空白期間があるが、その間はお休みしていたと思う。その後は再入社扱いとなり、健康保険証も新しくなった。」と供述している。また、上記被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和 50 年 4 月 1 日に資格を取得している従業員 27 名のうち5名は、申立人と同様の未加入期間が確認できる。

加えて、A社B工場における申立人の雇用保険の被保険者記録では、昭和50年3月29日に離職、同年4月1日に資格取得していることが確認でき、申立人の同社同工場における厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

申立期間②について、D社は、当該期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない旨回答している。

また、申立人が当該期間当時の社会保険の事務担当者であったと記憶している同僚は、「申立人は経理担当者として勤務していたが、退職日までは覚えていない。申立人に限らず、在職している人の厚生年金保険の被保険者資格を早めに喪失させるようなことはしておらず、保険料控除も届出に基づいて行っていたと思う。」と供述している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は、当初、昭和56年8月5日付けで同年8月1日と記録された後、同年9月26日付けで、喪失年月日訂正届に基づき同年7月29日へ訂正されたことが確認できるが、ほかに記録が訂正された者はおらず、保険料滞納の事実も確認できないことから、同社から適正な訂正の届出がなされていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から24年5月5日まで

A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自分が保有する厚生年金保険被保険者証には「はじめて資格を取得した年月日」が昭和23年11月1日と記録されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C県で入社後すぐにD区の桜を皆で見に行った記憶がある。」と供述しているところ、B社は「同社は昭和23年秋頃、疎開先のE県からC県へ戻ってきた。」と供述している上、申立人が記憶している2名の同僚のうち1名は、「申立人は、昭和23年11月頃同社がC県に移転して数か月後に入社してきた後輩である。」と供述していることから、申立人が23年11月1日に同社に入社したとの主張とは合致しない。

また、B社は、人事記録等を保存しておらず、申立人の申立期間の在籍及び保険料控除については不明と回答しているところ、同社から提出された「健保厚年名簿」では、申立人の資格取得日は昭和24年5月5日と記録されており、オンライン記録上の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、上記同僚は、昭和23年4月5日入社と回答しているところ、厚生年金保険の資格取得日は24年3月7日と記録されているが、このことについて、当該同僚は、「当初は、多くの人が入社と同時に厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入する前は、保険料は控除されていなかった。」旨供述している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿(払出年月日は昭和24年6月22日)に記載されている資格取得日は、昭和24年5月5日と記録されており、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における資格取得日と一致している。

なお、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証において「はじめて資格を取得した年月日」として「昭和23年11月1日」と記載されているが、当該被保険者証は昭和35年9月27日に再発行されたものであり、管轄の年金事務所は、当該被保険者証を

再発行した際の参照資料は、確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の事業主に発行してもらった在籍証明書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の現事業主は、平成22年8月20日付けで、申立人に係る昭和42年11月1日から平成7年11月30日までの期間の在籍証明書を発行している。しかし、現事業主は、同証明書は、当時の総務責任者から聴取した内容を基に作成し発行したもので、当時の記録に基づいて作成したものではなく、実態は把握していない旨供述している。なお、A社の当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料は保管されていないことから、現事業主は、申立人の勤務実態と厚生年金保険の取扱いについて確認ができない旨供述している。

また、申立人の国民健康保険組合の加入記録では、B社の代表取締役として、昭和55年7月1日から平成14年10月1日までの記録が確認できる。このことについてA社の上記総務責任者は、「申立人はB社の代表取締役で、A社の下請けとして仕事をしていた。B社の代表取締役になる以前は、A社従業員として勤務し、同社で厚生年金保険に加入していた。昭和53年6月12日にB社代表取締役になった後も、そのままA社で厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料については毎月支払う下請代金から差し引いていた。申立人の資格喪失後の厚生年金保険料は、下請代金から差し引いてない。」と供述しており、申立人が申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できない。なお、申立人は、A社の下請けで仕事をしていなかったことを認めている。

さらに、オンライン記録では、申立人の平成7年10月1日の資格喪失の処理日は、

同年10月12日と記録されており、記録上の不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額と相違している。一部期間の源泉徴収票しかないが、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 10 月及び同年 11 月は 47 万円、同年 12 月から 3 年 3 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 1 月 16 日）の後の 4 年 4 月 7 日付けで、遡って 30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 3 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、当初のオンライン記録の標準報酬月額（53 万円）より低い額（47 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、平成元年度から 3 年度までのA社の債権記録リストでは、申立期間の厚生年金保険料を含めた社会保険料の継続した滞納、延滞金の発生、不納欠損金額が確認できる。

加えて、申立人は、社会保険事務担当は他の役員であり、自分は届出事務には関与していない旨主張しているが、当該役員は上記減額訂正処理日には既に退任している上、申立人は、代表者印を自ら管理していた旨供述していることから、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 9 月 1 日から 50 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の各々の厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚の供述から、期間までは特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、当該期間当時の人事記録は保管しておらず、当該期間当時の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて不明である旨供述している。

また、A社に係る事業者別被保険者名簿において当該期間に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人と同じ営業所で勤務したとする従業員は「申立人のことは覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人の当該期間に係るA社での雇用保険の加入記録は確認できないところ、昭和 40 年 10 月 1 日から同年 10 月 26 日までの期間及び 41 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は、他社での厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の加入記録があることが確認できる。

### 2 申立期間②について、C社は昭和 63 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本では同年 10 月 \* 日に破産宣告を受け、平成 4 年 6 月 \* 日に破産終結しており、当該期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚4名について、C社での厚生年金保険の加入時期は、同社に係る事業所別被保険者名簿では、いずれも申立人が主張する申立期間②より後の昭和57年以降であることが確認できる。

さらに、申立人が同期と記憶している同僚の1名は、申立人がC社の配送センター内の商品管理をしていたことを記憶しているが、当該同僚の同社での厚生年金保険の資格取得日は昭和61年10月27日であり、「申立期間②には同社には入社をしていない。」と供述しており、別の同僚も、申立人が配送センターで出庫の業務をしていたことを記憶しているが、当該同僚の同社での厚生年金保険の資格取得日は61年11月11日であり、「申立期間②には同社には入社をしていない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間②当時に取締役であったとする同僚は、申立人が同社で勤務をしていたことは覚えていない旨供述しており、商業登記簿謄本によると当該期間当時は、同社の取締役にはなっておらず、当該同僚の同社での厚生年金保険の資格取得日は昭和57年11月1日であり、申立期間②には他社において厚生年金保険に加入をしていることが確認できる。

また、C社が昭和47年8月1日から加入をしていた、E厚生年金基金は、申立人の厚生年金基金の加入記録を確認することができない旨回答している。

3 申立期間③について、当該期間のうち、昭和61年10月22日から62年3月25日までの期間及び同年4月30日から同年5月24日までの期間について、申立人は雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、D社の元事業主は、申立人は営業職として勤務したが、勤務期間は昭和63年5月10日から同年7月までであり、同社では申立期間③当時は3か月間の試用期間があり、その期間は厚生年金保険には加入させておらず、また、給与から厚生年金保険料の控除もしていなかった旨供述している。

さらに、申立人のD社での雇用保険の加入記録は、資格取得が昭和63年5月10日、離職日が同年7月13日となっており申立期間③の勤務を確認することができない。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 26 日から 38 年 9 月 20 日まで  
申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間に船員としてA船に乗った記録のある船員手帳を提出するので、船員保険の被保険者として認めてほしい。  
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がA船の船員として、申立期間に勤務していることが確認できる。

しかし、船舶所有者別被保険者名簿によると、A船はB氏(上記船員手帳に記録されている船舶所有者のC氏の子)の船舶として、昭和 49 年 1 月 1 日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間は船員保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、有限会社A船は、昭和 49 年 1 月 1 日以前はA船は船員保険の適用事業所になっていなかったと回答している。

さらに、上記船員手帳に記録されているA船の船舶所有者及び船長は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記の船長の船員保険被保険者記録を調査したところ、申立期間の前後には被保険者記録があるものの、申立人と同様に申立期間は被保険者記録が無いことが確認できる。

一方、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人が所持している船員手帳に記載されて

いる雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険の被保険者資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成元年9月30日まで同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が保管する人事記録、健康保険厚生年金保険失業保険被保険者名簿及び雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における退職日は平成元年9月29日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社は、社会保険料は翌月控除だったと回答しているところ、同社が保管する給与台帳及び厚生年金保険保険料納付額一覧によると、申立人の平成元年9月分から厚生年金保険料が控除されているが、同年10月分からは保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B健康保険組合は、申立人は昭和54年4月1日に被保険者資格を取得し、平成元年9月30日に資格喪失していると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から33年7月1日まで  
A社(後にB社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の事業主及び役員一人は、同社が合併して設立されたとするB社の設立発起人となっており、申立人も同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が記憶していた上記の事業主は死亡しており、役員一人は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の事業主及び役員一人は、申立人と同様に新たに設立されたB社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年7月1日に被保険者資格を取得しており、当該資格取得日前の期間は厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和33年7月1日及び同年に被保険者資格を取得した従業員6人に照会したところ、回答のあった一人は、申立人を知っているとしているが、ほかの同僚からA社は社会保険に加入していなかったと聞いたとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月21日から平成元年4月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。「64年4月分 4/25日支給」と記載された給与支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であり、同社の商業登記の記録で平成4年に代表取締役を退任と記録されている者も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と合致している。

さらに、申立人は、A社における同僚を記憶していない。そこで、申立期間当時、同社で被保険者記録が確認できる従業員4人に照会したところ、回答のあった3人のうち二人は申立人を知らないとしており、一人は申立人を知っているものの、在籍期間は思い出せないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

なお、申立人から提出された給与支払明細書を調査したところ、申立人は、平成元年4月25日には既にA社を退職し、別の事業所に勤務しているにもかかわらず、「64年4月分 4/25日支給」分には、「旅行積」（旅行積立金）及び「退職積」（退職積立金）が控除されている。しかし、「63年8月分 8/25日支給」分においては、旅行積立金及び退職積立金は控除されていない。また、「63年5月分 5/25日支給」分では、申立人の基本給は16万5,000円と記載されているが、6月分以降は18万5,000円に昇

給しているにもかかわらず、上記 64 年 4 月分の給与支払明細書では、再び基本給が 16 万 5,000 円になっている。これらのことから、「64 年 4 月分 4/25 日支給」と記載された給与支払明細書は、平成元年 4 月分であるとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月26日から同年9月16日まで  
② 昭和38年1月21日から41年6月20日まで  
③ 昭和44年9月1日から平成10年4月1日まで

A社、B社及びC社に勤務していた申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時受け取っていた報酬月額より低く記録されている。確認できる資料は保有していないが、調査して各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社には正社員として勤務し、当時受け取っていた給与額は、基本給5万円に歩合給7万円を加えた12万円であった。」とし、保険料の控除額を証明する給与明細書等は無いため、当該期間における標準報酬月額は、報酬月額と比べて著しく低い金額であり、不自然であると申し立てている。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、当該期間に係る申立人の報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和37年に、同社で被保険者資格を有する従業員18名のうち、所在の確認ができた男性9名に当時の給与明細書及び標準報酬月額について照会したところ、6名から回答を得たが、給与明細書を保有している者は無く、当該期間当時の保険料控除等に関する状況を確認することができない上、当時受け取っていた給与額と、記録されている標準報酬月額に差異があると回答した者はいない。

さらに、申立人より前にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同じ職種である同僚2名の当該期間当時における標準報酬月額は、1名が2万4,000円、ほか1名が

2万円と記録されている上、申立人より2か月遅れて被保険者資格を取得した従業員1名の標準報酬月額、1万8,000円と記録されており、申立人の資格取得時の標準報酬月額1万8,000円が著しく低い金額とは言えない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に、不備や遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社には正社員として勤務し、当時受け取っていた給与額は、昭和38年1月から同年12月までは基本給10万円に歩合給10万円を加えた20万円、39年1月から41年5月までは基本給15万円に歩合給15万円を加えた30万円であった。」とし、保険料の控除額を証明する給与明細書等はないものの、当該期間における標準報酬月額、報酬月額と比べて著しく低い金額であり、不自然であると申し立てている。

しかしながら、B社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であり、当該期間に係る申立人の報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿で、申立期間②のほぼ全てにおいて被保険者記録があり、所在の確認ができた6名及び申立人と前職が同じで申立人の資格取得日と同日に被保険者資格を取得している1名の計7名に、当時の給与明細書及び標準報酬月額について照会したところ、5名から回答を得たが、給与明細書を保有している者は無く、当該期間当時の保険料控除等に関する状況を確認することができない上、当時受け取っていた給与額と記録されている標準報酬月額に差異があると回答したものはない。

さらに、申立人の被保険者資格取得日と同日に被保険者資格を取得した従業員3名のうち1名の資格取得時の標準報酬月額は2万8,000円、ほか2名（上述の前職が同じ者1名を含む。）の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同じ2万2,000円と記録されており、申立人の資格取得時の標準報酬月額2万2,000円が著しく低い金額とは言えない。

加えて、B社において、当該期間当時に被保険者であった申立人と同世代である6名の標準報酬月額の増額率を、申立人の被保険者期間である昭和38年1月から41年5月までの期間の標準報酬月額の増額率と比較したところ、申立人の標準報酬月額の増額率は、当該6名の標準報酬月額の増額率を平均した率より高く、申立人の当該期間における標準報酬月額が著しく低い金額であったとは言えない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に、不備や遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「C社には事業主として勤務し、当時受け取っていた給与額は、昭和44年9月から45年7月までは20万円、同年8月から46年7月までは25万円、同年

8月から同年12月までは30万円、47年1月から48年7月までは35万円、同年8月から49年7月までは40万円、同年8月から60年12月までは50万円、61年1月から62年7月までは55万円、同年8月から同年12月までは60万円、63年1月から平成元年12月までは70万円、2年1月から同年7月までは100万円、同年8月から4年7月までは90万円、同年8月から6年7月までは70万円、同年8月から8年7月までは60万円及び同年8月から10年3月までは50万円であった。」とし、保険料の控除額を証明する給与明細書等はないものの、申立期間③における標準報酬月額、報酬月額と比べて著しく低い金額であり、不自然であると申し立てている。

一方、C社に係る商業登記簿謄本では申立人が当該期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、C社の経理等の事務については、申立人の妻が行っていたとしているが、同社の事業主印は申立人自身が管理し、社会保険の届出書等への押印も自分が行っていた旨供述していることから、社会保険に係る事務に関与していたことがうかがえ、申立人が代表取締役として標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあったことが認められる。

さらに、昭和44年9月から46年10月までの期間、50年4月から51年7月までの期間及び63年7月から平成元年11月までの期間については、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限となり、当該期間に係るオンライン記録と一致している。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額等の記録内容に、不備や遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月頃から同年5月頃まで  
② 昭和36年5月頃から同年9月頃まで

A社、B社に家電商品の修理工として勤務していた各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社に勤務していたときの同僚は、同社において厚生年金保険の加入記録があるということなので、私も被保険者となっているはずである。調査して申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録では、昭和33年8月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所としての記録が無い。

また、A社の新規適用日に被保険者となっている8名のうち回答のあった従業員3名は、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの一人は、「同社が適用事業所となる前から勤務していたが、適用前は保険料の控除は無かった。」旨回答している。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先は不明であるため、申立人の勤務実態や保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②について、申立人が記憶している同僚及びB社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる当該期間当時に勤務していた複数の同僚が、申立人が当該期間に勤務していたと供述していることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び厚生年金保険の事務担当者は死亡しているため、申立人の勤務実態や保険料控除等について確認するこ

とができない。

また、同僚の一人は、「申立期間②当時、申立人のように特殊な技能を持った人達の中には歩合制の請負で事業所に来ていた人がいた。その人達は社員ではなかった。ただし、申立人がどうだったかは分からない。」と供述しているほか、他の従業員からも当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、訂正箇所は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 28 日から 2 年 2 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は平成 2 年 2 月 1 日にB社と合併したが、合併後の加入記録しか無い。人事記録である個人台帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

個人台帳、B社の人事関係を担当するC社から提出のあったA社発行の採用内定通知書及び複数の従業員の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、「当時の賃金台帳等の資料を保存しておらず、厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

また、A社の総務部長は既に死亡しており、同社において給与及び社会保険の手続を担当していた従業員も連絡が取れないことから、同社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人とほぼ同時期にA社に入社した従業員は、入社日から数週間経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険の加入記録は厚生年金基金の加入記録と一致していることが確認できるものの、申立人の申立期間における厚生年金基金の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 39 年まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当社が保管している被保険者名簿の裏面に、申立人の氏名、厚生年金保険の記号番号がメモ書きとして記載されているが、それ以外に、当時の賃金台帳、人事記録等の資料は保管しておらず、申立人の労働条件及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

また、申立期間と大部分が重複する昭和 36 年 5 月 1 日から 40 年 4 月 10 日までの期間について、申立人は、B社（現在は、C社）において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社における申立人の健康保険の整理番号及び厚生年金保険記号番号は、上記メモ書きに記載されている番号と一致しており、A社で厚生年金保険に加入していたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月15日から52年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和51年4月15日に同社を立ち上げ、代表者として勤務しており、厚生年金保険被保険者の資格があるはずなので調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社が設立された昭和51年5月13日から代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年12月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散し、同社の役員であった申立人の妻は、「自分は名義のみの役員であったため、内情は不明。」と供述していることから、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿においてA社が適用事業所となった昭和52年12月1日に被保険者資格を取得している従業員4人のうち、住所が判明した二人の従業員に照会したが回答が得られず、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年8月1日まで

A社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。給与明細書等はないが、提出した「社員原簿コピー」を見れば分かるように、当時、本俸は常時アップし、諸手当、残業代等も上がっていたので標準報酬月額が減るのとはあり得ないとする。調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和40年7月の同社同支店への異動に伴う資格取得時の決定において5万6,000円に引き下げられており、保険料の控除額を証明する給与明細書等はないものの、本俸は常時アップし、諸手当、残業代等も上がっていたので標準報酬月額が減るのとはあり得ないとして申し立てている。

しかし、B社は、「給与明細書、賃金台帳等は法定保存期間が過ぎたので処分したが、昭和40年7月1日の資格取得時の標準報酬月額の記録と申立ての標準報酬月額とは、1等級の差であり、諸手当の要因から変動する可能性が充分ある。」と回答している。

また、当時のA社C支店の総務担当者に、当時他の支店からC支店に異動してきた場合の標準報酬月額の決定方法について聴取したところ、「よく分からない。」と供述している。

さらに、申立人は給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票により、A社C支店の申立期間当時の従業員52人の標準報酬月額の推移を見ると、標準報酬月額が減額となっている者が一人確認できる。

なお、上記被保険者原票において、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。  
このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月1日から58年9月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額より低く記録されている。同社では、勤務当初から報酬月額は30万円ということで勤務しており、それは退職するまで変わらなかった。確認できる資料は保有していないが、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は既に適用事業所でなくなっており、また、申立期間当時の同社の事業主は死亡している上、元取締役である事業主の妻は、「保存年限の過ぎている人事関係等の書類は、会計士の指示の下廃棄した。」と供述していることから、同社における給与からの保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間に申立人を含む3人の被保険者全員が標準報酬月額を減額されており、また、それらの記録については、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人及び申立期間に被保険者であった従業員一人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有しておらず、同社における給与からの保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月26日から58年11月10日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役として登記されていることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいてもA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は法人事業所であるが、サービス業（喫茶店）の業種であることが確認できることから、同社は当時、厚生年金保険の強制適用業種ではなかったことが認められる上、また、申立人は、「A社における社会保険の届出事務を事務担当者及び税理士事務所に全て任せており、自身は一切覚えていない。」と供述しているが、事務担当者及び税理士は既に死亡し、税理士事務所は現在登録されておらず、申立期間当時の手続について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から6年7月22日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間のA社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月及び同年9月は50万円、同年10月から6年6月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年7月22日）の後の同年8月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、4年8月から5年11月までの期間は22万円、同年12月から6年6月までの期間は17万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該減額訂正処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時に社会保険料の滞納があり、厚生年金保険の標準報酬月額の引下げについて、社会保険事務所（当時）の職員から説明を受け、届書に押印したことを認めている。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金から提出された資料により、申立人自らの届出により、平成7年4月27日付けで申立人の標準報酬月額の記録が厚生年金保険の記録と同額に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の引下げに一旦同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月1日から59年4月19日まで

A組合（現在は、B組合）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合には、嘱託として採用され、当時の同組合の「委嘱覚書」には、社会・労働保険適用すると記載されており、厚生年金保険に加入していたことは間違いない。また、当該期間について、同組合の母体企業のC社（現在は、D社）において、厚生年金保険に加入していた可能性があるため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「委嘱覚書」及びA組合の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同組合に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B組合及びD社は、「当時の資料を保管していないことから、申立人のA組合における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況については不明。」と回答している。

また、「委嘱覚書」に「社会・労働保険適用する」と記載されているが、同覚書に記載されている当時のA組合の理事長は、既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A組合は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認でき、同組合の当時の同僚は、「A組合は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、同組合の給与支払については、出向社員及び嘱託の区分に関係なく、保険料控除等の関係でC社にて行っていた。」と供述している。また、申立人の勤務条件については、「委嘱覚書」に嘱託として週二日勤務と記載されており、申立期間当時のC社の人事課長に、嘱託の厚生年金保険の取扱いについて確認したところ、「嘱託の方でも、常勤の方と同じような勤務条件の場合には、厚生年金保険に加入させていたが、パート及びアルバイトや週4

日に満たない勤務条件の方については、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険年金証書及びオンライン記録の年金額歴史回答票によると、申立人は、昭和 57 年 5 月に年金受給権が発生し、厚生年金保険の給付が同年 6 月 24 日に決定していることから、老齢年金の裁定請求を行ったことが確認できる。

また、「委嘱覚書」において確認できる申立人の申立期間当時の標準報酬月額が第 13 等級に該当し、当時の在職老齢年金の制度により、厚生年金保険の被保険者である場合において、当該等級は、老齢年金の支給が一部停止されることとなっているが、上記の厚生年金保険年金証書及びオンライン記録によれば、申立人の申立期間における年金額に支給停止額が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 50 年 5 月 20 日付けの給与明細書で出勤日数が 25 日となっているので、同年 4 月に入社し、被保険者資格を取得していることは明らかであり、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る申立人の昭和 50 年 5 月 20 日付けの給与明細書から厚生年金保険料が控除されていること、及び同明細書の出勤日数欄に「25」と記載されていることから、同年 4 月中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している旨を主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人は、昭和 50 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しており、また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に照会した結果、申立人の同年 4 月からの勤務がうかがえる回答が得られなかったことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人から提出されたA社に係る給与明細書によると、その全ての月の出勤日数欄には、一律に「25」と記載されている上、申立期間当時の従業員は、日曜、祝日及び隔週の土曜日が休日であった旨を回答していることから、同社における出勤日の日数は一定していなかったものと認められ、申立人の主張は確認できない。

さらに、A社は、昭和 53 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は居所不明であり、申立期間当時に給与事務を担当していた従業員も既に死亡していることから、申立期間当時ににおける申立人の厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

加えて、申立人から提出されたA社に係る昭和 50 年 5 月から 52 年 6 月までの給与明

細書における厚生年金保険料の控除額及び標準報酬月額の記事から、同社は当月控除であったことが確認できるところ、申立人から提出された 50 年 12 月 24 日付けの源泉徴収票の給与総支給額及び社会保険料控除額から検証した結果、申立人は、同年 5 月以降の給与を同社から支給されていたことが確認できるものの、同年 4 月における同社からの給与の支給実績が認められないことから、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料が控除されていたことを認めることはできない。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険の記号番号は、昭和 50 年 5 月 12 日に新たに払い出されていることが確認でき、同払出簿に記載された厚生年金保険の資格取得日は、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立人の資格取得日である同年 5 月 1 日と一致していることが確認できる。

なお、申立人は、昭和 52 年 6 月 20 日付けでA社を退職したと供述しており、同日付けの同社に係る給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は同年 6 月 21 日であることから、厚生年金保険法第 14 条により、同年 6 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成 15 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役かつ経理担当であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人から提出のあった A 社の当該期間に係る金銭出納帳から判断すると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、A 社の代表者は「当時、申立人は当社の取締役であり、厚生年金保険の事務手続に係る権限を有していた。」旨供述しており、同社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において取締役であったことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録訂

正の対象とすることはできない。

申立期間のうち、平成 15 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額について、申立人から提出のあったA社の当該期間に係る金銭出納帳から判断される報酬月額に見合う標準報酬月額（17 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）より高額であるものの、当該金銭出納帳から判断される保険料控除額に見合う標準報酬月額（15 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間のうち、平成 15 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、A社の代表者が「申立人の当時の標準報酬月額について確認できる関係資料を保有していない。」旨供述していることから、同社における当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の元従業員に照会したが、回答を得ることができず、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができなかった。

このほか、平成 15 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 15 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月31日から33年1月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和32年8月31日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録から、申立人は、申立期間において、臨時社員として同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「A社に臨時社員として入社した。」旨供述しているところ、同社の人事担当者は、「申立人は、申立期間は臨時社員であり、臨時社員は、当時も厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」旨供述している。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶する臨時社員の期間のある元同僚に照会したが、「会社から、入社時、臨時社員は厚生年金保険には加入できないとの説明を受けた。」旨供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間において、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 5 日から同年 7 月 20 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の手帳における入退社日の記載及びA社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の人事担当者は、「申立期間の厚生年金保険の資格得喪の届出書等関係資料は廃棄しており、事業主の届出及び保険料納付は不明である。」旨供述していることから、A社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、当社には約3か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社において申立人と同職種（タイピスト）であったとされる元従業員から提出のあった給与明細書によると、入社月から3か月間の給与明細書において保険料控除されておらず、4か月目から保険料控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時から健康保険組合及び厚生年金基金に加入しているが、申立人に係る当該加入記録は確認できない。

加えて、申立人から提出のあったA社発行の辞令によると、申立人は昭和 59 年 4 月 5 日からC社に派遣されていることが確認できるが、同社の人事担当者は、「当時、A

社から業務委託契約によるタイピストを受け入れていたが、派遣契約ではないので、人事記録等関係資料は一切保存していない。」旨供述していることから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から33年2月1日まで  
② 昭和35年2月1日から37年2月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①についてはA社に昭和30年から勤務し、申立期間②については、2年ぐらいB社に勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てしているところ、複数の同僚の供述により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和30年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、33年2月1日に再度適用事業所となっており、申立期間①については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は既に廃業しており、事業主及び社会保険業務担当者も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が再度適用となった昭和33年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に照会したところ、給料明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を持っている者はいなかった。

このほか、申立人について申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の事業主の妻の供述から、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、昭和33年11月22日に一度厚生年金保険の適用事業所でなくなり、36年4月1日に再度適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年3月31日以

前は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は既に廃業しており、申立期間②当時の同社の代表者も既に死亡しており、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、B社の当時の従業員数は40人ぐらいであると供述しているが、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年4月1日に同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる被保険者数は11人であり、同社は従業員全員を加入させていたわけではないことがうかがわれる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から50年6月1日まで  
A社に昭和47年4月1日に入社し、63年4月1日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、申立人の申立期間当時の上司及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間についても同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料控除及び厚生年金保険事務の取扱い等についての供述は得られない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は昭和49年10月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月23日付けで健康保険被保険者証が返納されている記録が確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録における離職日は昭和49年10月20日であることが確認でき、上記厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
② 平成 18 年 7 月 5 日  
③ 平成 18 年 12 月 15 日  
④ 平成 19 年 3 月 15 日  
⑤ 平成 19 年 7 月 5 日  
⑥ 平成 19 年 12 月 14 日  
⑦ 平成 20 年 3 月 14 日  
⑧ 平成 20 年 7 月 5 日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①から⑧までについて、同事業所から厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の訂正の届出が行われているが、時効により訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付できず、給付に反映されないので、当該期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA事業所の供述によると、申立人の同事業所における申立期間①の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、同事業所は、平成22年10月に、18年4月に遡って申立人を昇格させた結果、同年9月の定時決定に誤りがあるとして、管轄年金事務所に訂正の届出を行い、22年11月17日付けで、41万円に訂正されている。また、申立期間②から⑧までの標準賞与額は、当初、申立期間②が67万3,000円、申立期間③が68万9,000円、申立期間④が8万2,000円、申立期間⑤が67万9,000円、申立期間⑥が65万1,000円、申立期間⑦が8万2,000円、申立期間⑧が68万5,000円と記録されていたところ、同事業所は、上記昇格の結果、申立期間②から⑧までの標準賞与額に誤りがあるとして、管轄年金事務所に訂正の届出を行い、22

年11月17日付で、申立期間②が69万円、申立期間③が70万7,000円、申立期間④が8万4,000円、申立期間⑤が69万9,000円、申立期間⑥が67万円、申立期間⑦が8万5,000円、申立期間⑧が70万7,000円に訂正されている。ただし、申立期間①から⑧までについては、時効により厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）は納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額は訂正前の額となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A事業所から提出された申立期間①から⑧までに係る賃金台帳一覧において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額と一致していることが確認できるから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月5日  
② 平成18年12月15日  
③ 平成19年7月5日  
④ 平成19年12月14日  
⑤ 平成20年7月4日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までについて、同事業所から厚生年金保険の標準賞与額の訂正の届出が行われているが、時効により訂正後の標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付できず、給付にも反映されていないので、当該期間における標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA事業所の供述によると、申立人の同事業所における申立期間①から⑤までの標準賞与額は、当初、申立期間①が53万4,000円、申立期間②が54万7,000円、申立期間③が54万3,000円、申立期間④が55万6,000円、申立期間⑤が55万1,000円と記録されていたところ、同事業所は、平成22年10月に、17年4月に遡って申立人を昇格させた結果、申立期間①から⑤までの標準賞与額に誤りがあるとして、管轄年金事務所に訂正の届出を行い、22年11月17日付けで、申立期間①が53万5,000円、申立期間②が54万8,000円、申立期間③が54万5,000円、申立期間④が55万8,000円、申立期間⑤が55万4,000円に訂正されている。ただし、申立期間①から⑤までについては、時効により厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）は納付できず、記録のみ訂正され年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の額となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A事業所から提出された申立期間①から⑤までに係る賃金台帳一覧において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで  
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における元取締役及び給与事務担当者の供述並びに申立人の同社における代表者及び同僚5人の氏名等の具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の代表者は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記給与事務担当者は、A社における申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについては不明の旨供述している。

加えて、上記同僚5人のうち連絡の取れた一人は、給与からの厚生年金保険料控除について不明とし、自身のA社における勤務期間に、国民年金及び国民健康保険の保険料を納付していた旨供述している。

なお、A社と代表者が同一だった関係会社であるB社に係る事業所別被保険者名簿には、同社の代表者及び同僚一人の氏名の記載は確認できるが、申立人及び同僚4人の氏名の記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A社に昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。59 年 8 月分から 60 年 3 月分までの給与明細書では 8 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は給与からの社会保険料の控除は翌月控除であるとしているところ、申立人から提出のあった昭和 59 年 8 月分から 60 年 3 月分の給与明細書により、各月の給与から厚生年金保険料が合計 8 か月分控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、離職日が昭和 60 年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に「S 60. 3. 30 付退社」と記載されていることが確認できる。

さらに、昭和 60 年 3 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は、自身の入社後は申立人と一緒に仕事をしたことは無く、申立人は勤務していなかった旨供述している。

加えて、申立人は、給与の支給について、「月末締め当月末支払」、「退職後にA社から給与の支払は無かった。」旨供述しているところ、A社は、給与の締め日は毎月 20 日、支払日は当月末であると回答しており、当時の経理担当者及び従業員も給与の締め日は 20 日、支払日は当月末である旨供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、A社において昭和 60 年 3 月 31 日まで在籍していたことがうかがえない。

なお、A社は、申立人の厚生年金保険料の控除について、入社時か退職時のどちらか

で控除を間違えた可能性がある」と回答している。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 60 年 3 月 31 日であることが認められることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する勤務期間のうち、昭和 59 年 8 月分から 60 年 3 月分までの厚生年金保険料を事業主により給与から合計 8 か月分控除されていることが確認できるが、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年9月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、父親も同社に勤務しており、その縁で入社したが、申立期間も同社で勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業後、昭和43年4月よりA社に就職し、申立期間も勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和43年9月2日から同年10月11日までとなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、A社は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書の控え及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控えから、申立人は昭和43年9月2日から同年10月8日まで在籍していたが、それ以前の在籍については確認できない旨回答している。

さらに、A社における現在の総務担当者は、現在の制度とした上で、同社には試用期間があるが、雇用保険と社会保険については、入社と同時に加入しており、アルバイトから正社員に切り替えた場合も、一定の条件を満たしていれば、アルバイトのときから雇用保険には加入している旨供述している。

加えて、申立期間時代に在籍していた複数の従業員に照会を行ったところ、二人から回答を得たが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、勤務の実態を確認することができない。なお、申立人が卒業した大学も、昭和43年3月25日卒業と確認できるものの、その後の就職先については不明である旨回答している。

そして、申立人が姓のみ記憶している同僚4人について調査した結果、二人について

は、A社における申立人の父親の在籍期間と一部の期間は合致していることが確認できるが、申立人とは在籍期間が合致しておらず、残りの二人については、申立人の父親の在籍期間及び申立人の在籍期間と合致しているため、当該同僚と考えられるものの、いずれも死亡又は所在不明のため照会することができず、A社における申立人の申立期間の勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。